

論文

佐渡鉱山に動員された朝鮮人 147名の『被害申告書綴』分析

李宇衍（落星台経済研究所研究委員）

はじめに

『被害申告書綴』は、2004年に発足した「日帝強占下強制動員被害真相糾明委員会」の活動の成果として作成され、現在は国家記録院に保管されている。本稿における「強制動員被害」とは、同委員会の組織および活動の根拠法である「日帝強占下強制動員被害真相糾明等に関する特別法」に基づき、「満州事変以後、太平洋戦争に至る時期に日本帝国によって強制的に動員され、軍人・軍属・労務者・軍慰安婦等の生活を強いられた者が被った生命・身体・財産などの被害」を意味する（同法第2条2項）。『被害申告書綴』は、軍人・軍属・慰安婦・戦時労務者など、「強制動員被害者」による「日帝強占下強制動員被害申告書」および、その後の調査および意思決定過程において作成された文書を綴じたものである。同委員会の調査および意思決定において最も重要であったのは、申告者の申告内容が事実に即しており、1931年の満州事変以後に強制動員された被害者であるか否か、さらに死亡・負傷・後遺障害等が存在する場合に、それが事実であるか否かという点であった。委員会は、これらが事実であると認定された場合、慰労金および支援金を支給した。

『佐渡鉱山被害申告書綴』は、これまで分類されていなかった『被害申告書綴』の中から、佐渡鉱山に動員された戦時労働者に関するもののみを抽出して一つにまとめたものである。国家記録院がこの作業を実施したのは、日本が佐渡鉱山遺跡のユネスコ世界文化遺産登録を推進する中、外交部より本資料の提供要請があったためである。その結果、147名分の『被害申告書綴』が作成されていたことが明らかとなった。なお、佐渡鉱山に動員された朝鮮人戦時労働者は、総計で1,519名にのぼる。

本資料を利用した先行研究としては、金敏喆（2023）の研究が唯一である¹。彼は『佐渡鉱山被害申告書綴』を閲覧し、その概要を簡潔に紹介した。具体的には、佐渡鉱山に動員された朝鮮人戦時労働者の出身地域および動員時期を整理するとともに、戦時動員に関する主要な論点——すなわち家族同伴、賃金、配置転換、逃走、徴兵、負傷と後遺症、死亡および遺骨返還、所在不明の問題——に関連する記述を『申告書綴』から要約・紹介した。

1 佐渡鉱山における朝鮮人戦時労務動員に関する先行研究としては、廣瀬貞三（2000）、鄭惠瓊（2019・2022）、金敏喆（2023）、西岡力（2024）、長谷亮介（2024）を参照されたい。廣瀬、鄭、金の諸研究は、いずれも通説とされる「強制連行論」および「強制労働論」の立場に立脚している。一方、西岡および長谷の研究は、これら通説に対する批判的検討を行うものである。

しかしながら、金の研究には以下のような限界がある。第一に、内容が簡単過ぎる点を挙げられる。彼が利用した『被害申告書綴』は20名分にとどまり、取り扱った主題も戦時労務動員に関する全論点を網羅するには不十分であった。研究全体の分量もわずか4ページに過ぎない。第二に、通説とされる「強制連行説」や「強制労働説」と親和的な記述のみを『被害申告書綴』から抽出・紹介するにとどまり、資料の本格的な分析には至らなかった。また、その結果を他の先行研究と対照する作業も行っていない。

本稿では、147名分の『佐渡鉱山被害申告書綴』の全体を活用し、可能な限り多様な争点に関して『申告書綴』の内容を分析し、その成果を既存研究と比較・検討する。第1節では、『被害申告書綴』の概要を紹介する。第2節では、『申告書綴』に含まれる各種書類の様式を提示する。第3節では、1名分の『申告書綴』を事例として提示する。第4節では、被動員者の出身地域、年齢、渡航年、帰還年、勤務期間、申告者が提出した根拠資料等を整理する。第5節では、被動員の経緯、すなわちいかにして佐渡鉱山へ赴くことになったのかについて分析する。第6節では、第5節の内容をもとに、被害者および申告者等が動員の経緯を陳述する際に、「強制動員」あるいは「強制徴用」という表現を強調するようになった要因を検討する。第7節では、朝鮮人戦時労働者の労働および日常生活に関する陳述内容を分析する。最後に、結論において本稿の研究成果を要約する。

1. 『被害申告書綴』とは？

2004年3月5日に制定された「日帝強占下強制動員被害真相究明等に関する特別法」に基づき、2004年11月10日に「日帝強占下強制動員被害真相究明委員会」（以下、委員会）が発足し、活動を開始した。そして、2015年1月31日まで調査及び「被害者」に対する支援活動を行った。² 調査活動は主に2005年から2010年にかけて実施された。本報告で利用する佐渡鉱山へ送られた147名の朝鮮人労働者に関する『被害申告書綴』も、この時期に作成された。この書類はすべての申告者のものではなく、委員会が「被害事実が認められる者」と決定した申告者の申告書綴りである。

『被害申告書綴』が作成される過程について説明する。「被害者」は、写真、貯金通帳、国民労務手帳、親族や知人が申告内容の事実性を保証する「隣友保証書」など、1931年9月18日から1945年8月15日の間に日本に動員されたことを証明する資料を添えて「被害申告書」を提出する。³ 市、郡、区の担当公務員はこの「申告書」を受理し、被動員の事実の有無を判断するために訪問調査や電話調査を実施する。通常、電話調査が行われた。これらの市、郡、区の公務員は、調査作業の前に委員会から戦時労務動員に関する「通説」、すなわち「委員会」主要メンバーの見解に基づいた事前教育を受けたと考えられる。彼らが実施した調査の結果は、「被害申告調査報告」や「陳述聴取報告書」などに記録さ

2 委員会の名称は、2008年6月10日には「太平洋戦争前後国外強制動員犠牲者支援委員会」とされ、2010年4月20日には「対日抗争期強制動員被害調査及び国外強制動員犠牲者等支援委員会」へと改称された。以下では、いずれも「委員会」と略記する（対日抗争期強制動員被害調査及び国外強制動員犠牲者等支援委員会（2016）, p.9）

3 後述するように、朝鮮から日本への労務動員が開始されたのは1939年9月からである。にもかかわらず、調査対象期間の起点を1931年としたのは、その年に満州事変が発生したためである。

れる。

各市道に臨時で設置された「日帝下強制動員真相究明実務委員会」の実務担当者は、上記の書類を検討した後、動員の事実の有無に関する判断を行い、その結果が含まれた「被害申告事実確認結果書」を作成する。実務委員会の委員長は、これらの書類を審査し、申告者が被動員者であるかどうかについての「意見書」を作成する。この「意見書」の判断はほとんどの場合、上記の「被害申告事実確認結果書」の判断をそのまま認容する。

以上の一連の書類は中央の委員会に送られ、最終的な判断が記載された「審議調書」が作成される。そして、その結果は申告者に「日帝強占下強制動員被害審議・決定通知書」として送付される。実務委員会および委員会が作成した書類の内容は、前述の市、郡、区で作成された書類を引用する内容がほとんどであり、被害者の日本渡航経緯や日本での労働・生活に関する情報は、概ね「申告書」およびそれを受理した市・郡・区で作成された「被害申告調査報告」、「陳述聴取報告書」に多く記録されている。以上の書類を全てまとめたのが「申告書綴」である。現在国会記録院に永久保存文書として所蔵されている。

委員会の重要な任務は、1938年から1945年にかけて、申告者が日本に動員された事実の有無を判断することである。これは、申告者にとっても最も重要な焦点となる。なぜなら、彼らにとって死亡や負傷、後遺障害などに対する慰労金の受領も無視できない問題であったからである。したがって、「被害申告書綴り」全体が、日本への渡航事実の有無を判断するための資料としての性格を強く持ち、日本での労働や日常生活に関する調査は概ね簡潔な記録にとどまっている。

国家記録院に所蔵されている『申告書綴』は、必ずしも事業場別に分類されているわけではない。むしろ、佐渡鉱山に関する分類が例外的な事例であるとされる。日本政府が佐渡鉱山遺跡のユネスコ世界文化遺産登録を推進したことに対し、韓国政府としてもそれに対応する必要が生じた。これを受けて、外交部が佐渡鉱山に関する『申告書綴』の提出を国家記録院に要請し、同院は所蔵されている全『申告書綴』の中から佐渡鉱山関連のものを抽出し、ひとつにまとめる措置を講じたという。

以上の主要な3つの書類の様式を検討する。ただし、申告人と調査者がそれに含まれる全ての調査項目に対して詳細に記載した場合はほとんどなく、一部の項目のみが簡単に記載されるのが一般的である。

2. 主な様式

〈日帝強占下における強制動員被害申告書〉

受付番号

1. 申告人に関する事項：氏名、住民登録番号、住所、被害者との関係、電話番号
2. 被害者に関する事項：氏名、創氏名、生年月日、性別、生存/死亡、当時の本籍、当時の住所、申告内容（死亡、行方不明、後遺障害、その他から選択：李宇衍）、申告事項の発生日時および場所
3. 強制動員被害の状況、動員年月日、当時の職業、動員の種類（軍人、軍属、労務者、軍慰安婦、その他から選択：李宇衍）、被動員地域（国内、国外の中から選択：李宇衍）、動員期間、帰還年度、帰還場所、被害内容（6W1Hの原則に基づき記載、別紙作成可）

4. 過去の補償（または支援）内容：年度、金額

「被害申告調査報告」

受付番号、被害者姓名、創氏改名姓名、被調査者の連絡先、調査日時

1. 動員事項：動員の契機、動員期間、移動方法、動員時の同行者、動員場所、勤務内容
2. 参考事項：参考事項(根拠になる資料、関連事項を含む)、参考人

「陳述聴取報告書」

1. 被害申告に関する事項：氏名、住民登録番号、創氏改名後の氏名、住所、連絡先、動員当時の住所強制動員被害の内容：動員の類型（軍人・軍属・労務者・勤労報国隊・慰安婦・女子勤労挺身隊・その他から選択：筆者）
2. 動員関連事項
 - ・ 動員方法（志願、募集、斡旋、徴兵、徴用、就業詐欺、人身売買、その他の中から選択）
 - ・ 被動員の契機
 - ・ 動員形態
 - ・ 募集単位（個人、集団（名）から選択）
 - ・ 動員者
 - ・ 通知された内容（勤務条件、動員地域）
 - ・ 出発前の状況（国内：書式）：集合日時および場所、集合当時の状況、訓練場所、訓練期間、訓練内容、出発日時および場所、出発当時の状況、管理監督者
 - ・ 移動過程：移動経路および交通手段、同乗者数および同乗者、移動中に得た情報、移動期間、移動中の待遇、引率管理者または監督者
 - ・ 動員地に関する事項：動員地域（全て記載）、駐屯した部隊または企業
 - ・ 勤務地に関する事項：勤務部署、勤務条件、勤務先の状況、同僚・上官、賃金額および使用先
 - ・ 賃金支給および貯蓄方法、組織および団体生活、逃亡・怠業など、慰安所の設置有無および見聞内容

3. 帰国関連事項

- ・ 帰国関連：解放（終戦）前の帰国経験、契約期間・条件の遵守状況、再契約の有無（理由）
- ・ 帰国関連事項：帰国日時、帰国手段、帰国経路、帰国理由（または未帰国）、帰国時の同行者、帰国時の待遇または配慮、出発地の状況、捕虜または収容所生活

帰国後の状況

- ・ 帰国後の生活：帰国直後の家族および周囲の反応、帰国直後の家族の状況、経済状況、健康（後遺症）、現在の家族関係
- ・ その他：預託金の有無、1970年代の国家補償の有無、周辺の強制動員関係者または参考人、委員会または国家への要望事項

5. 参考事項

- 資料：証拠資料(記録物・名簿)、予想資料(国内外)、裁判記録(対日訴訟を含む)
- 参考人(陳述日時、陳述場所、陳述者、立会人、調査官)

3. 例示(清原 呉○○)

以下に示すのは、通し番号2番の被害者に関する『申告書綴』であり、事例紹介の目的でここに引用する。国家記録院は実名の記載を許可していないため、筆者は便宜上、任意に付した通し番号を用いて被害者ごとの事例を呼称することとする。たとえば、2番の被害者の氏名は李○○であるが、以下では「2番被害者」と称する。

「被害申告書」

1926年3月生まれ

創氏名

申告事由(「死亡」「行方不明」「後遺障害」「その他」のうち「その他」にチェックがあり、「強制徴用」と記載されている(筆者註：以下同様))。動員年月日は1944年8月、帰還年月日は1945年9月。

被害内容：1944年8月頃に強制動員され、日本の佐渡島にある銅鉱山において鉱山労働に従事していたが、1945年8月15日の終戦を迎える。

過去の補償歴：なし

「隣友保証書」

呉○○が1944年8月頃、忠清北道米院より強制動員され、日本本土の直上に位置する佐渡島(サドシマ)の銅鉱山において強制労働に従事していたが、1945年8月15日に終戦を迎え、同年9月頃に釜山を経由して故郷の米院へ帰還したことを、以下の者が保証する。

保証人：忠清北道清原郡在住 趙○○(印) 住民登録番号(削除)・電話番号(削除)

宛先：忠清北道日帝強占下強制動員真相糾明実務委員会委員長殿

「被害申告電話調査報告書」

被調査者：趙○○

調査目的：保証内容の確認および実態調査

1. 動員に関する事項

動員の契機：強制動員による。

動員の同行者：故・金○○

動員場所：日本参考人は、被害者の呉○○と同じ村に居住しており、呉が強制徴用される場面を直接目撃したと証言している。また、当時同行していた金○○は帰還後に死亡した旨を陳述した。

調査者所属：清原郡 職級：行政9級 氏名：尹○○

「陳述聴取報告書」

動員方法：米院面の職員が徴用令状を携えて訪れた。

出発前の状況（国内）

出発日時および場所：1944年8月頃、米院面事務所に集合。

移動経路および交通手段：

米院面－釜山－日本新潟県佐渡島

移動期間：約15日間。

労働条件

- ・ 銅鉾山にて軍事物資に必要な銅の採掘作業に従事。
- ・ 昼夜交代制で、一週間は昼間のみ、一週間は夜間のみ勤務。
- ・ 住居は鉾山の宿舎、食事は配給制。

同僚・上司：故・金○○。

賃金額および使途

- ・ 月に一度程度賃金を受領。
- ・ 正確な額は不明であり、当時は未成年であったため全額を受け取れなかった。
- ・ 受け取った賃金はすべて送金した（当時の面役場書記の給与より多かったとされる）。

帰国日時

出発日時：1945年9月。

出発場所：日本新潟県佐渡島。

出発当時の状況：解放に伴い帰還希望者が多く、船舶が不足していたため約半月ほど日本に滞在。

帰国直後の家族および周囲の反応：家族から歓迎され、大いに喜ばれた。

帰国直後の家族状況：祖父、両親、弟、妹2名。

経済状況：家庭の経済状況は非常に困難であった。

健康（後遺症）：鉾山内での暴行により鼓膜を損傷し、聴力に障害が残った。

現家族関係：配偶者、男子2名、女子3名。

1970年代の国家補償の有無：補償を受けた事実はない。

委員会または国家に対する要望：強制動員による被害に対する補償を希望する。

陳述場所：清原郡庁行政課

「被害申告事実確認結果書」

保証人氏名：チョ○○

保証内容（要旨）：1944年9月頃に強制動員され、日本の佐渡島において強制労役に従事していたが、1945年8月15日の解放を迎え、同年9月頃に釜山を経て帰還した。

申告内容：強制労役中に1945年8月15日の終戦を迎え、1945年9月頃に釜山を経由して故郷の米院に帰還したことを保証する。

確認事項など

2. 申告内容と被害事実の確認

- ① 呉○○は生存しており、陳述聴取の結果、次のように述べた。「1944年8月頃、徴用令状が発行され、米院面事務所に集合した後、釜山を経由して日本の新潟県佐渡島にある銅鉾山に強制動員された。金○○と共に昼夜交代制で軍需物資に必要な銅の採掘

作業に従事し、月に一度程度、給料を受け取り故郷に送金していた。終戦を迎えた後、同年9月に釜山経由で帰国した」とのことである。

② 保証人のチョ〇〇は電話調査の結果、「呉〇〇が強制徴用されるのを直接目撃した」と陳述した。

③ 国家記録院の原文資料を検索した結果、被害者の呉〇〇に関連する証拠資料は確認されなかった。

確認調査の結果に基づく総合的見解：呉〇〇は生存しており、日本新潟県佐渡島の銅鉾山に動員された状況について具体的に陳述しており、また保証人チョ〇〇も被害者が動員される場面を直接目撃したと証言していることから、呉〇〇は強制動員による被害者に該当すると考えられる。

忠清北道日帝強占下強制動員被害調査実務委員会

調査者 所属 清原郡 職位(職位(級) 行政9級 姓名 尹〇〇

確認者 所属 清原郡 職位(職位(級) 行政6級 姓名 呉〇〇

「被害申告事実確認結果書」

保証人氏名：チョ〇〇

保証内容(要旨)：1944年9月頃に強制動員され、日本の佐渡島(サドシマ)にて強制労働に従事していたが、1945年8月15日の解放後、同年9月頃に釜山を経て帰国したことを保証する。

申告内容：強制労働中の1945年8月15日に解放され、同年9月に釜山を経由して故郷の美苑に帰還したことを保証する。

確認事項等

2. 申告内容と被害事実の確認

a. 被害者の呉〇〇は存命中であり、以下のように口頭で陳述している。「1944年8月頃、徴用令状が発行され、美苑面事務所に集合後、釜山を経て日本新潟県佐渡島の銅鉾山へと強制動員された。金〇〇と共に昼夜交代制で、軍需物資に必要な銅を採掘する作業に従事した。月に一度程度賃金を受け取り、それをすべて故郷に送金した。1945年の解放後、9月に釜山を経て帰国した。」

b. 保証人の趙〇〇は電話調査に対し、「呉〇〇が強制徴用される場面を直接目撃した」と証言している。

c. 国家記録院の原文資料を検索した結果、被害者呉〇〇に関連する客観的な証拠資料は確認されなかった。確認調査結果に関する総合意見 呉〇〇は存命中であり、新潟県の銅鉾山への動員に関して具体的かつ詳細な証言を行っている。また、保証人である趙〇〇も被害者の動員を直接目撃した旨を証言していることから、呉〇〇は強制動員による被害者に該当すると認められる。

忠清北道日帝強占下強制動員被害調査実務委員会

調査者所属：清原郡

職位(等級)：行政9級

氏名：尹〇〇

確認者所属：清原郡

職位（等級）：行政6級

氏名：呉〇〇

「意見書」

○強制動員被害内容 事実確認結果書

陳述聴取書参照(別添)

－被害者 陳述調査によると1944年8月令状を受け取り、日本新潟県佐渡島銅鉾山に動員され、採集作業に従事した。

－同僚に米院面に住む金〇〇

－終戦を迎え1945年9月日本新潟県佐渡島を出発し、釜山を経て帰還。強制動員地で殴打によって鼓膜を損傷し耳が悪くなったという。

－隣友保証人 チョ〇〇が被害者の強制徴用される姿を目撃し、同行した金〇〇は帰還後に死亡したと陳述

3 意見：

① 被害者呉〇〇の陳述は自分が強制動員されたとの内容であり、勤務地と同僚の名前を具体的に陳述しているだけではなく、動員時期、動員状況、動員場所、勤務地の状況、帰還過程など、動員された人でなければ分からない具体的な内容を陳述しているため信憑性があると判断される。

② 上記の資料から判断すると、被害者は「日帝強占下強制動員被害」の事実が認められると考えられる。

忠清北道 日帝下強制動員真相究明実務委員会 委員長

「審議調書(労務分野)」

調査結果

1. 2005年9月22日、呉〇〇に対して請願区庁の担当者尹〇〇が面談調査を実施
2. 当該聴取報告書を添付
3. 上記の呉〇〇は1944年8月頃から1945年8月の終戦時まで、日本新潟県に所在する銅鉾山に動員されたと述べており、関連資料を検索した結果、これは新潟県佐渡島の三菱佐渡鉾山であると推定される。
4. 呉〇〇は面談陳述時、後遺障害について「殴打により鼓膜を損傷し、聴力が低下した」と述べたが、これを裏付ける客観的資料等が添付されておらず、後遺障害の有無については確認困難である。
5. 同行者 金〇〇
6. 倭政時被徴用者名簿に記録が存在する。

2005年9月22日、呉〇〇に対して請願区庁の担当者尹〇〇が面談調査を実施した。

総合意見

1. 呉〇〇は日本帝国により強制動員され、1944年8月頃から1945年8月の終戦時まで、日本新潟県所在の三菱佐渡鉾山において労務者としての生活を強いられた後、

帰還したという被害事実（生存）が認定される。

2. 呉〇〇は、「日帝強占下強制動員真相糾明に関する特別法」第2条第1号に定められた時期に、日本帝国によって強制動員された事実が認定され、これに反する証拠は確認されていない。

日帝強占下強制動員真相糾明委員会

作成者：行政主事 金〇〇

確認者：調査第1課長 鄭〇〇

事務局長：朴〇〇

《日帝強占下強制動員 被害 審議・決定 通知書》

審議・決定内容：呉〇〇は、「日帝強占下強制動員真相糾明に関する特別法」第17条に基づき、日帝強占下の強制動員による被害事実（生存）が認定される者として決定する。

日帝強占下強制動員真相糾明委員会 委員長

(年 月 日)

4. 概要

佐渡鉱山の『申告書綴』に記録された「被害者」は総計147名である⁴。そのうち出身地域が判明している者は115名であり、そのうち104名(90.4%)が忠清道出身であった。佐渡鉱業所が1943年6月に、東京鉱山監督局および大日本産業報国会東京地方鉱山部会が参加した朝鮮人労務者管理研究協議会に提出した資料『半島労務管理ニ付テ』によれば、1940年2月から1942年3月までの間に1,005名が佐渡鉱山に入所したが、彼らはすべて忠清道の論山、清原、扶余、公州、燕岐、青陽の出身であった(佐渡鉱業所, 1943)。ただ、この資料には郡別の人数は記載されていない。[表1]に示される『申告書綴』に登場する都市を、送り出した人数の多い順に列挙すると、最も多いのは論山であり、以下、清原、扶余、青陽、燕岐、清州、公州、牙山の順となっている。

〔表1〕戦時労働者の出身地域

地域	人数
公州	2
論山	46
扶余	16
牙山	1
燕岐	6
青陽	9
清原	19
清州	5
忠清道 小計	104

地域	人数
潭陽	1
益山	3
珍島	7
全羅道 小計	11
小計	115
不明	32
合計	147

4 後述するように、『被害申告書綴』に含まれるすべての者、すなわち委員会が被害者と認定したすべての者が、実際の「被害者」とは限らない。戦時動員とは無関係に佐渡鉱山へ行った者や、募集によって渡航した者、官斡旋によって動員された者の一部は、「被害者」とは言い難い。したがって、すべてにおいて鉤括弧(「」)を付すべきであるが、便宜上これを省略することとする。

佐渡鉱業所の上記資料と『申告書綴』を比較すると、[表1]に記載されている全羅道出身の11名は、1942年3月以降に動員された者であることが分かる⁵。全羅道からの動員は、その時点以降に開始されたものであった。また、忠清道の清州および牙山についても、その時点以降に動員対象として追加されたことが確認できる。

〔表2〕申告者と被害者との関係

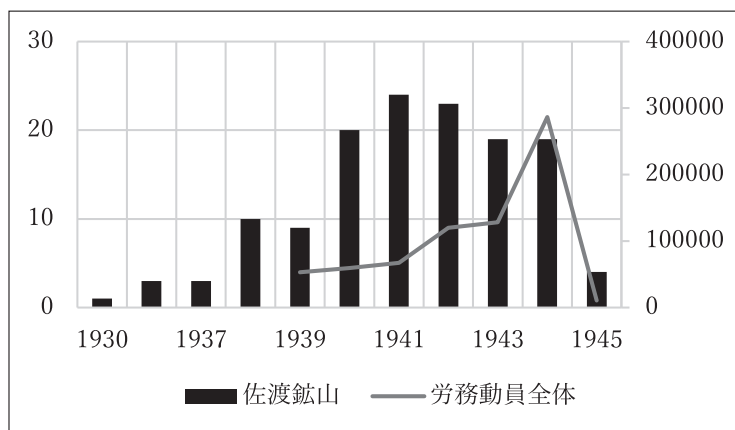
本人	23
子	92
弟	5
孫	4
子婦	5
甥	5
次女	1
妻	6
小計	141
不明	6
合計	147

申告書を提出した申告人は、被害者の息子である場合が92名(65.2%)で最も多かった。次が被害者本人で23名(16.3%)である。後者の場合、陳述が相対的に詳細であると期待されたが、他のケースと比べて大きな差は見られなかった。

〔表3〕渡航年度

年度	人数
1930	1
1934	3
1937	3
1938	10
1939	9
1940	20
1941	24
1942	23
1943	19
1944	19
1945	4
小計	135
不明	12
合計	147

〔図1〕渡航年度



1930年から1939年にかけて日本に渡航した者は26名、19.3%に上る。佐渡鉱山の朝鮮人動員は1940年2月から始まったので、この26人は戦時動員とは関係なく佐渡鉱山へ

5 益山出身の被害者20番は、1941年3月に動員されたと申告しているが、記憶違いと思われる。

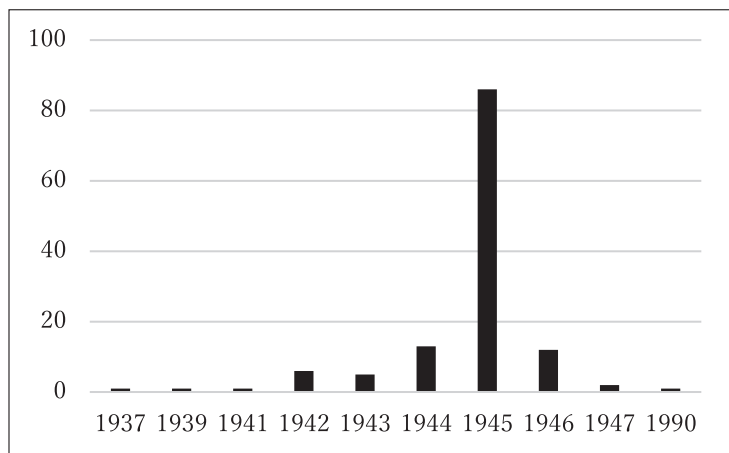
行ったのである。しかし、委員会が設定した戦時動員期間である1931～1945年の間に佐渡鉱山にいたことを理由に「被害者」として認定されたのである。彼らがどのような契機で佐渡鉱山へ赴くこととなったのかについては、第5節において検討する。

「図1」に示されるように、労務動員が開始された1939年から1944年にかけて、日本へ動員された全体の戦時労働者数は大きく増加した。特に1942年と1944年に顕著な増加が見られる。しかし、佐渡鉱山の場合このような傾向は確認されない。これは金の需要と関連していると考えられる。佐渡鉱山は金鉱として労務動員を開始したが、1942年以降、国際決済手段としての金の必要性が減少したことにより、同鉱山における労務動員者数は全体の戦時労働者数ほど増加しなかったものと思われる。実際、日本政府は1943年4月に金山に対して金生産の中止を命じる廃山措置を講じ、それに代わり戦争物資である鉄、銅、亜鉛などの生産に集中するようになった。こうした政策は、佐渡鉱山における朝鮮人労務者の動員にも反映されたと推察される。

〔表4〕 帰還年度

年度	人数
1937	1
1939	1
1941	1
1942	6
1943	5
1944	13
1945	86
1946	12
1947	2
1990	1
小計	128
不明	19
合計	147

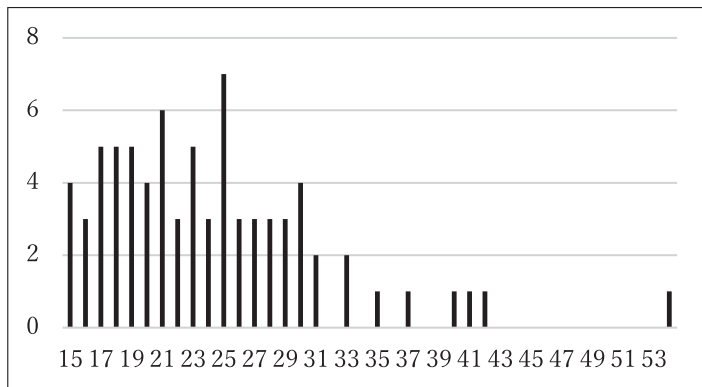
〔図2〕 帰還年度



帰還時期が分かる128名のうち、101名、78.9%が1945年以降に帰還した。1944年以前に帰還した者は27名、21.1%であり、相対的に少ない。会社は2年または3年の契約期間が終了しても再契約を強く促したが、多くの朝鮮人がそれに従ったことが分かる⁶。佐渡鉱山における朝鮮人募集の初期には、契約期間は3年であったが、その後いつからか2年に短縮された（社団法人日本鑛山協会〔1940〕）。この契約期間の変更時期が明らかになれば、契約を更新した労働者の規模について、概算ではあるがより正確に把握することが可能であろう。

6 戦時動員の契約期間は、会社ごとに若干の差はあったが、概ね2年間であった。

[図3] 渡日時の年齢



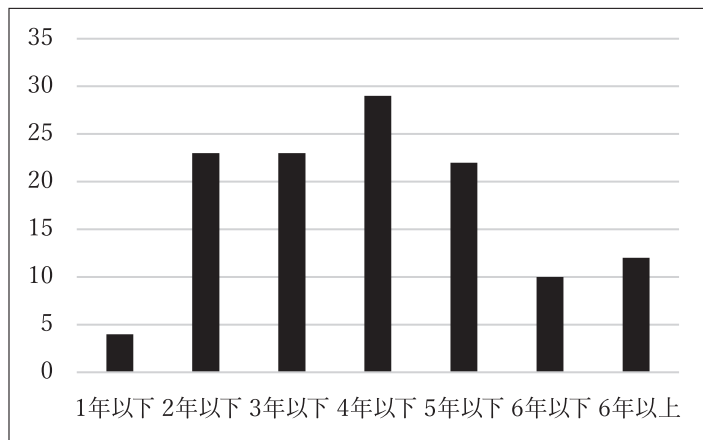
日本へ出発した際の年齢がわかる74名の中で最も多かったのは20代で、40名(54.0%)、次いで10代が22名(30.1%)、30代が10名(13.5%)であった。

一般的に、戦時労務者の年齢層は20代が最も多く、次いで30代、さらに40代または10代が続く傾向にあるが、佐渡鉱山の場合には10代の比率がやや高い点が特徴的である。対象となった74名の平均年齢は23.3歳であった。

[表5] 滞留期間

滞留期間	人数
1年以下	4
2年以下	23
3年以下	23
4年以下	29
5年以下	22
6年以下	10
6年以上	12
小計	123
不明	24

[図4] 滞留期間



滞留期間が分かる123名の平均滞留期間は4.4年であった。2年以上滞留した者は96名(78.0%)、3年以上滞留した者は73名(59.3%)となる。2年または3年の契約期間終了後に再契約するケースが多かったことが分かる。

最後に、申告者が佐渡鉱山に赴いた事実を証明するために提出した書類について検討する。最も多かったのは『倭政時被徴用者名簿』であり、47名がこの名簿を提出している。ただし、申告者本人がこの名簿を自ら提出した場合もあれば、申告書の受付時に担当公務員が添付した場合も含まれている。次に多かったのは写真で、26名が提出した。理由是不明であるが、国家記録院はこれらの写真を公開しておらず、そのため文書の中で写真が言及されている場合に限って内容を確認することができた。したがって、実際に写真を提出した申告者は26名よりも多いと推定される。

26名のうち、12名については提出された写真の内容が明らかである。最も多かったのは、「全義面 相川 記念」(相川は佐渡鉱山の独身者寮の名称である)、「鴻山一同記念 佐渡」(鴻山は扶餘の面の名称である)、「1943年2月 一面一友 佐渡記念」など、同じ面から動員された者たちが撮影した記念写真であり、5名がこの種の写真を提出している。このような記念写真は、80番(「佐渡で記念」)、140番(「1940年10月20日 佐渡鉱山 産金報国勇士78名 記念写真」)の申告者も提出している。同じ面の出身者が集団で撮影した写真が多い理由は、通常、被動員者が<組一班一隊>という体系で編成され、同じ班の者は同一の寮で同室に居住していたことに起因すると考えられる。48番の申告者は、帰国前の送別会において28名が酒席の前で撮影した写真を、116番は家族写真とともに、着物姿の妻の写真を証拠として提出している。これらの詳細については、本稿末尾の〔付表1〕申告者が提出した証拠資料、を参照されたい。

写真および『名簿』以外の資料を提出した者は10名であり、そのうち4名が預金通帳、3名が保険料領収書を提出している。また、保険証書、職業能力手帳、国民労務手帳を提出した者がそれぞれ1名ずついた。1番の申告者は、契約を更新したことに対して佐渡鉱山側から授与された表彰状を提出しており、その文面は「2カ年の期間を満了してもなお再び2カ年の期間を継続して就労… 金一封を授けてこれを表彰する。昭和18年10月10日。三菱鉱業株式会社 佐渡鉱業」と記されていた。

5. 動員

1939年9月から朝鮮で始まった日本への労務動員は、順次に「募集」、「官斡旋」、そして「徴用」の形態を取った。募集は、日本の会社から派遣された職員が募集し、朝鮮人が応募する一般的な労働者募集そのものであった。ただし、総督府が地域ごとに人数を割り当て、面事務所や駐在所・警察署が募集を支援した。官斡旋は、形式的には面事務所が募集を担当するものであったが、実際には会社がその中心となり、面事務所や駐在所・警察署が以前の募集よりもさらに深く関与して行われることが多かった。官斡旋は1942年2月から始まった。徴用は1944年9月から1945年3～4月頃、玄界灘を米軍が掌握するまで実施された。

「募集」「官斡旋」「徴用」という労務動員の方式において、日本内地の企業および内地の行政系統、すなわち都道府県・厚生省、そして朝鮮の総督府・道・府郡・邑面に至るまでの行政系統との連絡関係は、大同小異であったとされる(李宇衍〔2015〕)。ただし、官斡旋において邑面が最終的に労務者を選抜する以前に、あらかじめ対象者の名簿が作成・整備されていたかどうかについては、いまだ明らかではない(守屋敬彦〔1995〕)。仮に整備されていたとすれば、そのための調査がどのように実施されたかも、現時点では不明である。ただし、断定はできないものの、もし事前の名簿が整備されていたとすれば、それは1940年3月から4月にかけて実施された「労務資源調査」と関連している可能性が高いと考えられる。この調査において、三南地方における出稼ぎ・転業希望者は242,316人、可能者は927,536人であった(노영중 노・윤존〔2016〕)。

〔表6〕佐渡鉱山の朝鮮人移入

移入年月	1940.2.	1940.5.	1940.12	1941.6.	1941.10	1942.3.	合計
募集または斡旋	募集	募集	募集	募集	募集	募集	
出身地	忠南 論山	論山、 扶餘、 公州	論山、 扶餘	論山、 扶餘、 燕岐	青陽、 論山	青陽	
移入数	98	248	300	153	127	79	1,005

朝鮮全域における動員の第一の方式として「募集」が開始されたのは、1939年9月のことである。しかしながら、佐渡鉱業所の『半島労務管理二就テ』によれば、既述の通り、佐渡鉱山に初めて募集労働者が到着したのは1940年2月である。また、『佐渡鉱山史』において、朝鮮人戦時動員移入者の総数が1,519名であったとされていることから、1942年3月以降から終戦時までの間に514名が追加で動員されたことになる。この514名は、ほとんどが「官斡旋」もしくは「徴用」によって移入されたものと推察される。

以下では、申告者が述べた渡日時期に基づき、「募集」期（1940年2月～1942年3月）、「官斡旋」期（1943年4月～1944年8月）、「徴用」期（1944年9月以降）に分類し、それぞれの時期において、申告者と隣友保証人等の親族が動員の様相についてどのように証言しているかを検討する。申告者の記憶の問題により、述べられた渡日時期が必ずしも正確ではない場合も想定されるが、本稿で扱う申告者数は十分に多いため、それが分析に大きな支障を及ぼすことはないと考えられる。

しかしながら、委員会は戦時動員以前に、それとは無関係に金銭的利益を目的として自由に渡航し、佐渡鉱山で就労した朝鮮人についても、彼らが1931年から1945年の間に日本へ渡ったという理由により、強制動員の被害者として認定した。委員会の活動の根拠法において「強制動員」とは、「日本がアジア太平洋戦争を遂行するために国家権力によって実施した人的・物的・資金的動員」と定義されており、アジア太平洋戦争の開始は1931年9月18日の満州事変の勃発とされている。すなわち、アジア太平洋戦争とは、1931年9月から1945年8月までの間に日本が引き起こした戦争を指す（対日抗争期強制動員被害調査及び国外強制動員犠牲者等支援委員会〔2016〕、24頁）。このような定義に基づき、『申告書綴』には、佐渡鉱山が「募集」により戦時労働者を移入する以前に、すでに佐渡鉱山に入った朝鮮人が27名存在することとなる。以下では、彼らが語る動員の様相について、まず検討する。『申告書綴』に記載された147名の被害者のうち、申告過程で佐渡鉱山に出発した日付を証言した者は135名である。これらを、戦時動員とは無関係な「自由渡航」、および戦時動員の方法である「募集」「官斡旋」「徴用」に分類した人数は、〔表7〕に示したとおりである。

〔表7〕渡航年月が分かる被害者135人の分類

分類	自由渡航	戦時動員			合計
		募集	官斡旋	徴用	
次期	1930.7~1940.1	1940.2~1942.3	1942.4~1944.8	1944.10~1945.4	
人員 (%)	27 (20.0)	50 (37.0)	51 (37.8)	7 (5.2)	135 (100.0)

[表7]によれば、佐渡鉱山における「募集」は1939年9月ではなく1940年2月から始まり、「官斡旋」は1942年2月ではなく同年4月に開始されている。これは、[表6]に示されているように、佐渡鉱山が全国的な開始時期より約5か月遅れて「募集」を開始し、また朝鮮において「官斡旋」が始まった1942年2月の直後である同年3月まで「募集」を実施していたことによる。

1939年以降に日本へ労務動員された朝鮮人の数は、約72万人である。朝鮮総督府の統計によれば、その内訳は「募集」が約17万人(24%)、「官斡旋」が33万人(46%)、「徴用」が22万人(30%)となっている。ところが、[表7]に見られるように、佐渡鉱山の場合、「募集」と「官斡旋」の人数はほぼ同数であり、「徴用」はわずか5.2%にすぎない。これは前述のとおり、佐渡鉱山が金山であったという事情によるものである。

(1)「自由渡航」期における渡航経緯に関する陳述

[表8]に示された27名は、集団的な戦時動員とは無関係に、純粹に金銭的利益を目的として佐渡鉱山に就労した自由渡航労働者である。それにもかかわらず、彼らが被害者として申告し、またそのように認定されたのは、委員会の活動およびその根拠となる法律に起因する問題である。戦時労務動員が1939年9月から開始されたことは、議論の余地のない明白な事実である。それにもかかわらず、「強制動員」という語を用い、その起点を1931年まで遡らせ、1931年から1945年の間に日本へ渡航したという理由のみで彼らを強制動員の被害者と見なしているのである。

森田芳夫(1996)は『数字が語る在日韓国・朝鮮人の歴史』において、1939年から1945年の間に戦時労働者を含めて約240万人の朝鮮人が日本に渡航したことを明らかにしている。また、『明日への選択』編集部(2004)は『「強制連行」はあったのか』で、西岡力(2019)は『でっちあげの徴用工問題』で、それぞれが推定する戦時労務動員の人数を60万人とし、それを除く約180万人が自由渡航者であり、こうした状況下においては「強制連行」や「強制労働」は必要なかったと指摘している。李宇衍(2022)は、1939年以前から佐渡鉱山に就労していた朝鮮人の存在を、戦時動員の「前史」として強調している。[表8]に示された27名、すなわち全体の20%がまさにそのような事例に該当すると考えられる。

[表8]において、申告人(被害者が自ら申告を行い、被害者と申告人が一致する場合を含む)および隣友保証人、親族、目撃者などの陳述内容は、可能な限り原文をそのまま記載したものである。まず申告人の陳述を検討する。強制動員を言及した者は27人中12人である。「若者は皆動員された」、「連れて行かれた」、「強制徴用」、「畑で働いていたところ強制的に連行された」などの陳述もこれに含まれる。「徴用」と明言した者は7人であり、そのうち2人(整理番号135番および38番)は「強制動員」と「徴用」の両方の語を用いている。何らかの形で動員の強制性を示唆する陳述を行った者は合計で17人、すなわち63%に相当する。繰り返すが、これは戦時動員以前の時期に関するものであり、きわめて注目すべき数値かつ発言である。このうち8人は直接「強制動員」という語句を使用している。委員会の活動以前には「強制動員」という語が一般に用いられていなかった点を考慮すると、これは委員会の教育を受けた市・郡・区・邑・面の担当公務員が直接記入したか、あるいはそのように「指導」した結果と考えられる。

[表8] 自由渡航者の渡航経緯に対する証言

通し 番号	動員年月日	申告人が語る動員方式	隣友保証人、親戚、目撃者などが語る 動員方式
4	1930-07-01		
135	1934-03-05	強制動員、徴用令状が届いた	
124	1934-04-15	強制動員、募集でいった模様	
48	1934-08-10	強制動員	面事務所 労務係長 黄某氏と駐在所の李巡査が家族を振り切って強制的に連れて行った
55	1937-04-15	強制動員	募集、郡が募集
58	1937-04-15	徴用(おそらく徴用)	
145	1937-07-01		強制的に連行された、強制徴用、募集通知書が届いて強制連行された
121	1938-04-13	強制動員、報国隊として選ばれて行った	強制徴用
142	1938-04-15		徴用、強制徴用（日本に行けばお金がたくさん稼げると言われて行くことになった）
17	1938-06-07	徴用で連れて行かれた、労務者として連れて行かれた。	報国隊として行った。日本人に強制連行された
38	1938-07-01	徴用、邑が強制動員	
42	1938-07-01		集団で動員
141	1938-07-01	動員募集、強制動員	
92	1938-07-05	強制動員	
16	1938-07-15	若者たちは無条件で連れて行かれた。若者はみんな動員	若者たちは無条件で連れて行かれた。若者はみんな動員
69	1938-07-30		一度に連れて行かれた。
109	1938-11-15		強制動員
125	1939-03-10	面事務所からの通知を受け取った。軍隊より仕事の方が危なくないと思って徴用に応じた。家に来て威嚇した。	強制徴用
132	1939-05-15	徴集令による徴用	動員係が募集
87	1939-05-30	出稼ぎにいくと喜んだ。稼ぐために募集に応じた	
46	1939-07-01	連れていかれた	出稼ぎにいったが、帰る時は一文もなかった。村長が指名して送り出した。面が募集。指名されたら応じるしかなかった
47	1939-07-01	強制動員	募集係員によって強制動員
110	1939-07-01	徴用、募集	
131	1939-07-01		強制動員
134	1939-07-01	募集	徴用
86	1939-10-15	田んぼで作業中に強制的に連行された	
67	1940-01-15	強制動員、募集、面事務所が募集	

* 註：年度のみ陳述されて月が不明な場合は7月1日として表示し、月までが陳述され日付が不明な場合は15日として表示する。以下、すべて同様とする。

一方で、当時の自由渡航の手段であった「募集」(戦時動員以前においても、日本企業は朝鮮総督府の許可を得て労務係を朝鮮に派遣し、労働者を募集していた)を通じて佐渡・釜山へ赴いた経緯を述べた者は、わずか6名、すなわち全体の22%にとどまる。そのうち2名は、純粋に「募集」であったことを明確にしている。87番は「金を稼ぎに行くと言って喜んで」「金を稼ぐために募集に応じた」と陳述している。一方で、残る4名の申告人は陳述内容に一貫性を欠いている。たとえば、124番は「強制動員された」と述べた後に、「募集されたようだ」とも発言している。110番は「徴用」と「募集」の両方を一度ずつ陳述している。67番は「強制徴用」と「(面事務所による)募集」の双方を語っており、「募集」であったとしながらも、何とかして強制動員であったことを示唆しようとする表現も見受けられる。141番はその典型であり、申告人は「動員募集」と述べている。また、121番は「勤労報国隊として行った」と述べているが、これは朝鮮国内において最長6か月間の労働に動員された形態であった。その後の「募集」および「官斡旋」の段階においても、一部の申告人が報国隊に言及している。

次に、隣友保証人、親族、目撃者などによる陳述を検討する。「徴用」または「強制動員」に言及しているのは8名であり、そのうち4名が「強制徴用」、3名が「強制動員」という表現を用いている。委員会の活動以前には、これらの語句がこのように多用されることはなかった。そのため、これを委員会や、申告書の受理および調査を担当した実務上の公務員らの介入の結果と見る所以である。これとは全く異なる陳述は、46番に見られる。「金を稼ぎに行った。しかし一銭も稼げずに帰ってきた」という内容であり、これは被害者の妻による陳述である。

「募集」に言及したのは4名で、いずれも郡面において募集が行われたと述べている。「郡で募集」、「面で募集」、「動員係が募集」、「募集係員によって」といった陳述である。一般的に、「募集」段階では日本から派遣された企業の労務係員による募集活動を、面事務所や駐在所の警察などが協力・支援していたが、これらの表現がそれを指しているのか、それとも前述したように募集における強制性を強調するための言説なのか、判断は難しい。後述するように、以降の段階でも「募集」は「面」が主導していたとの陳述が見られ、日本人が主導したと推測される記録はほとんど確認されない。47番の場合、「募集係員による強制動員」という形容矛盾のある陳述も存在するが、これは明らかに「募集」によって日本へ渡航したものの、それすらも強制動員であるとし、その強制性を強調しようとする意図による表現と考えられる。2) 項で述べるように、このような傾向は次の段階である「募集」期においてさらに顕著となる。

申告人とその他の陳述者との間に矛盾が見られる場合も存在する。55番の申告人は「強制動員」と述べたが、他の人物は「郡で募集された」と証言している。132番の申告人は「徴集令により徴用された」と述べているが、目撃者は「動員係が募集した」と述べている。46番の申告人は「連れて行かれた」と述べたが、他の人物は「面で募集された」と証言している。47番の申告人は「強制動員」、他の人物は「募集係員による強制動員」と述べている。一方で、134番のように、申告人は「募集」と述べているが、他の人物は「徴用」と述べている例も存在する。

2) 「募集」段階における動員経緯に関する陳述

「募集」方式によって労務動員が実施されていた時期に佐渡鉱山へ赴いたと陳述した者は、総計で50名であった。第1項と同様の方法により、彼らの陳述内容を検討する。まず、ここからも「強制動員」という表現が使用されたケースは8名分の書類に確認される。また、「強制的に連れて行かれた」、「農作業中に強制的に連行された」、「真夜中に連行された」、「寝ている間に面書記が徴兵に行けと言って連れて行かれた」など、強制動員を示唆する内容の陳述をした者は11名である。文字通り「強制徴用」という表現を用いた者は10名であった。その他、「徴用」により佐渡鉱山に行ったと述べた者は13名、「徴集」と陳述した者は3名である。「徴集」という用語の使用は、「徴用」と混同した結果と考えられる。以上を踏まえると、「強制動員」、「強制徴用」、「徴用」、およびその他「強制的に連れて行かれた」など、強制連行を示唆する表現を用いた者の総数は38名、すなわち全体の76%に相当する。上記の数値を合わせた数と一致しないのは、[表10]に見られるように、「強制動員」と「強制徴用」の双方を同時に述べるなど、重複するケースが存在するためである。

募集に言及した事例を検討すると、「面事務所から募集されて強制徴用」、「強制募集」、「募集により徴用された」、「募集係員が連れて行った」、「募集」、「募集に行った」、「募集する者が村々を回って募集、年齢が若くて募集されると言われて、よく分からずに志願して行った、村ごとに募集」、「強制徴用（募集）」、「面で募集」といった表現が見られ、計9名、全体の18%に相当する。そのうち3人が言及する内容は、まさしく純粋な意味での「募集」であり、特に「募集する者が村々を回って…」との陳述は、「募集」段階における動員の実態を最も端的に示すものといえる。他の6人中の5人の場合は、「強制募集」、「募集により徴用された」あるいは「募集されて強制徴用」といった矛盾的表现が見られる。また1名は「面で募集」とする、比較的中立的な表現を用いている。ここで注目すべきは、60番の「募集で行った（募集召）」との表現である。また、他の陳述者である79番の「募集で行った」、「この辺りでは佐渡島へ募集でたくさん行った」という表現で述べており、「募集で行く」という表現が、社会的に通用する概念として成立していたことを示唆している。ただし、それがどの程度広範に使用されていた表現であったかについては、現時点では不明である。

陳述が矛盾している事例を検討する。まず、申告人自身が陳述を変えるケースである。116番の申告人は「強制徴用」と述べた後、「面事務所から募集されて強制徴用」と陳述している。137番では「強制動員」と述べた後に、「募集により徴用された」と言い換えている。44番の申告人は「強制動員」と「募集」の両方を語っている。6番では、「強制的に連れて行かれた」と述べた後、「募集する者が村々を回って募集」とも陳述している。106番の申告人は「強制徴用（募集）」と記述している。138番の申告人は「強制徴集」と述べた後、「面で募集」と申述を変えている。

申告人と他者の陳述が大なり小なり食い違っている事例も、ここで見受けられる。45番では、申告人の「強制徴用」という陳述と、目撃者の「募集で行った」という陳述が対立している。71番では、申告人が「徴用令状が出て強制動員」と語る一方、隣友保証人は「募集で強制動員」と述べている。「募集令状が出て強制動員」という表現も見られる。74番では、申告人が「徴用という名のもとの募集動員」、「強制徴用」と述べるのに対し、参考人2名はそれぞれ「募集で行った」、「この辺りでは佐渡島へ募集でたくさん行った」と

して、陳述内容が相反している。70番では、申告人は「徴用で連れて行かれた」と語る一方、他の者は「金を稼ぎに日本へ行った」と述べている。60番はその逆で、申告人は「募集で行った」と述べているが、参考人2名はそれぞれ「強制募集で動員」、「無条件に徴集された」と陳述している。

[表9]「募集」段階の動員 経緯に対する証言

通し 番号	動員 年月日	申告人が語る動員方式	隣友保証人、親戚、目撃者などが語る 動員方式
66	1940-02-05		強制徴用
116	1940-03-15	強制動員, 強制徴用, 面事務所から募集され強制徴用	
5	1940-05-02	強制的に送り出した。徴集令状が届いた。徴用状を渡し連れていった。人を募集	面書記1名と報国隊担当者(朝鮮人)が来て、徴用状を渡し連れていった。清州に炭鉱会社から来た日本人がいて、文義面で人を募集して清州で引き渡した
37	1940-07-01	徴用	
54	1940-07-01	徴用状	面職員による動員
68	1940-07-01	強制的に連行、面徴集者	
108	1940-07-01	強制募集	強制動員
140	1940-07-01		
146	1940-07-01	徴用	逃避中に捕まり連行された。警察に見える3人に赤い紙を見せられ徴用された。巡警が連れていく姿を目撃
43	1940-07-20		徴用で連行された。募集係員の 強制募集。日本人支署長と韓国人巡査の指示の下、募集係員が動員
15	1940-07-31		
137	1940-08-15	強制動員、募集によって徴用される	村から1人ずつ動員のノルマがあったが、希望者がいなくて村長だった黄氏が自分の息子を行かせた
20	1940-10-15		面から徴集通知書が届いた
23	1940-10-15	農作業中に巡査が強制的に連行した	農作業中に巡査が強制的に連行した
52	1940-10-15	徴用	募集係員による強制動員、行くしかなかった。徴用状が届いた。孫著が指名
136	1940-10-15	報国隊	
56	1940-12-15	派出所の巡警が徴用選抜	
122	1940-12-15		
78	1940-12-28	募集係員が連れていった	飼っていた鶏を供出で出さなかったため村長と募集係員が強制動員
62	1941-01-15	徴用で連れて行かれた	
107	1941-02-15	強制動員	
18	1941-03-15	強制徴用(逃避中、連行された) 強制徴用 集結の通知	
40	1941-03-15	強制動員	
44	1941-03-15	強制動員, 募集	

35	1941-04-03	強制徴用	村長が動員
36	1941-04-15	連れていかれた。強制徴用	村の村長が動員
128	1941-04-15	強制徴用	強制動員、村長と親日派たちによって強制動員
60	1941-06-15	募集でいった	強制募集で動員、強制的に徴集した
45	1941-06-20	徴用、強制徴用	募集係員に行けと言われて動員された
97	1941-06-20	強制徴用 令状	
133	1941-06-20	徴集命令	募集で行った
1	1941-06-22	夜中に連れて行かれた	
14	1941-07-01	強制徴用（伯父の代わりに）	
24	1941-07-01	動員令が出され、なんの説明もなく連行した	
71	1941-07-01	連れていかれた。徴用令状が届き強制動員される	募集で強制動員、募集令状が届き、強制動員
79	1941-07-01	徴用という名で募集動員、強制徴用	募集でいった、近所から佐渡島へ多くの人が募集でいった
111	1941-07-01	徴用、面から徴用状が届いた	
112	1941-07-01		面の募集係員（面書記 カン氏）が強制的に募集
130	1941-07-01		
6	1941-07-15	強制連行された。募集人が村を回りながら募集。まだ幼かったため募集が何か何も知らず志願していった。村ごとに募集	
49	1941-10-15	強制動員	日本人が来て連行/面職員による動員
53	1941-10-15	強制動員	
41	1941-10-26		
70	1942-02-10	徴用で連れていかれた	出稼ぎに渡日（話が異なる、被害者の妻）、面が選抜して送った。令状が届いたのに応じなかったら連行される
57	1942-02-15	強制募集	募集で行った（話が異なる、参考人）
72	1942-02-15	強制徴用、寝ている時入営しろと面書記が連れていった	
106	1942-02-15	強制動員、強制徴用（募集）	
138	1942-03-05	日本警察による強制動員、強制徴集、面から募集	
77	1942-03-15	動員された。徴用状を区長が持ってきた	
129	1942-03-15	面事務所が動員、徴用	徴用に動員される、募集で強制動員される

* 註：年度のみ陳述されて月が不明な場合は7月1日として表示し、月までが陳述され日付が不明な場合は15日として表示する。以下、すべて同様とする。[表9]「募集」段階の動員 経緯に対する証言

総合的に見ると、50名の申告人のうち9名は回答を行わず、2名は単に「募集（に行った）」とだけ回答し、残りの39名は「徴用」、「強制動員」、「連れて行かれた」などの表現を用いて、動員に強制性があったことを主張している。矛盾的表現を含めたとしても、「募

集」と語った事例は50名中9名に過ぎなかった。この時期が「募集」段階であったことを考慮すると、これは驚くべき結果である。

3) 「官斡旋」段階の動員経緯に対する証言

「官斡旋」という語の通常の意味は、官公署が職業紹介所としての役割を果たすこと、すなわち労働を提供しようとする労働者と労働力を求める企業の情報を官が収集し、需給が一致する労働者と企業を仲介・結びつけることを意味する。しかし、戦時労務動員における「官斡旋」は、そのような仕組みとは異なっていた。この手続きは、労働力を必要とする企業がまず労働者の派遣を申請することから始まり、朝鮮総督府はその情報を把握していたが、労働力を供給する側、すなわち労働者の情報は有していなかった。

そのため、「官斡旋」の段階では、面事務所および駐在所・警察署といった官憲が労働者を募集し、日本から派遣された企業の労務係がそれを支援・協力する形で労働者を集めていた。これは、企業の労務係が村々を回って労働者を募集し、官憲がそれを支援する「募集」段階とは明確に異なる動員の形態であった。しかし、企業労務係が主体となる「募集」や、面事務所・駐在所・警察署が業務を担う「徴用」と異なり、「官斡旋」の実態については、いまだ明らかとは言い難い。特に、官憲が労働者を募集する際に、どの程度の強制力を行っていたかが問題の焦点であるが、それについては明確な実証が得られていないのが現状である。

朝鮮人戦時労務動員を強制連行・強制労働と理解するいわゆる「強制動員派」は、「官斡旋」による動員についても、本質的には徴用と異ならない強制動員であるとみなしている。このような視点は、朴慶植(1965)『朝鮮人強制連行の記録』に端を発しており、同書において朴は、朝鮮人の動員がいわば「奴隷狩り」のようなものであったとし、そのタイトル通り「強制連行」によってなされたと主張した。

このような見解を引き継ぎ、外村大は複数の資料を提示しながら、「本人の意思とは無関係な」強制性を主張している。なかでも、次の二つの資料は重要である。第一に、1944年6月に日本内務省管理局が朝鮮に派遣した職員が、朝鮮の民情動向を調査した後提出した復命書に記された一節が挙げられる。

徴用は言うまでもなく、それ以外のいかなる方式による場合であっても、出動(動員)は実質的に拉致に等しい状態である。その理由は、もし事前に動員の事実を告げれば、対象者は皆逃走してしまうためであり、そのため夜襲や誘い出し、その他あらゆる方策が講じられ、人質のように略取・誘拐する事例が多くなっている(外村大(2018) 185頁より再引用)。

第二に、1943年11月に開催された『東洋経済新報社』主催の座談会「朝鮮労務の決戦寄与力」における、ある関係者の発言を引用している。該当する関係者の発言は、以下の通りである。

朝鮮総督府厚生局労務課(事務官・筆者)である田原實

「官斡旋方式についてであるが、朝鮮の職業紹介所は各道に一箇所程度しか存在せ

ず、その組織や体制は極めて貧弱である。このため、一般の行政機構である府郡島を第一線の機関として労務者を集めているが、この集める作業も極めて不十分であるため、やむを得ず半ば強制的に行っている。そのため、輸送途中で逃走したり…」

朝鮮土木協会理事 森武彦

「官斡旋によって我々の側に来る12万～13万人の大多数は、徴用に近い行政上の強い勧誘によって動員されている」(外村大(2018)、151～153頁より再引用)。

しかし、「徴用に近い」とされる官斡旋における強制性のイメージとは異なる証言も存在する。以下に示すのは、官斡旋によって日本に渡った人々の証言である。これらの証言においては、いわゆる「強制連行」とは程遠い、官憲が複数回にわたり日本行きを勧める姿が描かれている。

割当がきたとき駐在は最初「どうだ行かんか」といってすすめていたようですが、後になると、「お前徴用きたぞいけ」「どうしてもだんなさん私はいかれん」というふうには朝鮮語で話しているんですが、どうしてもいけといって遂に市街の巡査は、「逃げてでも何でもかまわん、いくだけいっておれ、うまく逃げてきたらお前の得だ」と、最後には苦しまぎれにそういうんですね(北海道立労働科学研究所、1958年、p.18)。

以下の証言においても、強制的な徴用や「強制連行」という雰囲気を読み取ることは困難である。徴用のように、応じなければ1年以下の懲役または1,000円以下の罰金といった法的処罰が課されるわけでもなく、逃げた者を追跡して捕まえるような措置が取られたわけでもなかったからである。

官庁から呼び出され、「日本に行ってほしい」と言われた。断ることもできなかったが、正直なところ嬉しかった。日本に行きたくてもなかなか行けない時代であったし、朝鮮にいても仕事はなく、せいぜい農作業をする程度であった。私だけでなく、日本に行きたいと思っていた者は非常に多かった(『明日への選択』編集部編、2004年、17頁)。

以上の点から考察すると、「官斡旋」とは、官による募集活動であり、その強制性の程度は、国家政策に対する担当官憲、すなわち面事務所の職員や駐在所・警察署の警察官の態度に左右されたと推測される。もし彼らが「官斡旋」政策に深く関与する姿勢をとっていなかった場合、朝鮮人労働者に無用な反感を買うことなく、単に意思を確認する程度で終えることも可能であったであろう。一方、政策に忠実な態度を取っていた場合には、本人の意思を無視する事例も多く存在したと考えられる。ただし、ここで留意すべき点は、当時の面長や面事務所の職員のほとんどは同じ面に居住する朝鮮人であり、警察官についてもかなりの割合が朝鮮人であったという事実である。彼らは、自身に対する朝鮮人社会の評価や将来的な影響(後禍)を無視できない立場にあったのである。

[表10]「官斡旋」段階の動員経緯に対する証言

通し 番号	動員 年月日	申告人が語る動員方式	隣友保証人、親戚、目撃者が語る動員方式
84	1942-04-10	強制動員, 徴用令状	
120	1942-04-15	強制徴用、行政職員が強制徴用、年齢徴用	
100	1942-04-18	徴用, 強制募集	
25	1942-04-24	強制動員、面職員、募集に応じるべきだと強制的に連れていった	
8	1942-05-15	動員、面事務所の通知を村長が持ってきた	
11	1942-05-15	徴用	
12	1942-05-15	連行された、募集でいった、徴用に行けと言われて行った	
32	1942-05-15	巡査に強制的に連れていった、面事務所から徴用状が届き強制動員	
85	1942-07-01		
113	1942-07-01	強制動員	強制徴用
59	1942-07-15		強制徴用（隣友保証人）、面が募集（隣友保証人）
33	1942-09-14	日本人に強制動員	強制動員
123	1942-09-15	日本政府によって強制的に連行された	強制動員令、強制動員、強制的に連行された、面事務所の職員が 強制的に
61	1942-09-25		募集で行った
50	1942-10-15	連行された、徴用	年老いた父が泣きながらすがりつき、地面を転げ回っても、振り切って面事務所の労務係黄某書記と日本人警察が連れて行った。村が大騒ぎになった当時の状況下での強制動員、専門的に連れていく人がいた。連れていった人たちは終戦後、村人から死ぬほど暴行をうけた。
65	1942-11-15	労務者 徴集	徴用令状, 強制動員
119	1943-03-05	強制徴用	強制徴用、強制的に連行した、強制動員。村が送別会を開いた。徴兵通知書。日本軍によって連行された
94	1943-03-15		
3	1943-04-15	徴用、面から令状が届く	強制動員
30	1943-05-05	強制動員、面から令状が届く	面から令状が届く
139	1943-05-08	徴用, 強制徴用	
26	1943-05-15	強制強圧	
63	1943-05-15	徴用、徴用状が届いた	面事務所からの動員命令、駐在所の金主任が送り出した
80	1943-05-15	徴集	令状のようなものを受けて、募集でいった
76	1943-05-17	強制徴用、徴兵通知書	
82	1943-06-15	強制動員、徴用状が届いた	

115	1943-06-15		徴用
95	1943-07-01	強制徴発	強制徴用を忌避したためくじ引きで選抜
104	1943-07-01	強制動員	
114	1943-07-01		強制動員
99	1943-07-15	強制動員、日本人に強制連行された	
22	1943-08-13	畑仕事をしていたところ、突然日本の巡査2人と朝鮮人1人がやって来て連れて行かれた。日本の巡査は長い刀を腰に差していて、怖くて見ているしかなかった。	
75	1943-11-15	郡庁に集合するよう通知を受けた	
89	1943-12-15	徴用令、面から徴用令状が届いた	
105	1943-12-15	派出所に呼び出され、報国隊として行った	強制動員
83	1944-02-13	強制徴集	
101	1944-02-15	区長(日本人)と副区長(朝鮮人)が選抜し、日本人が強制的に連れていった。徴用、面書記が指名した人を強制的に連行した	令状方式で募集係員(日本人)が強制的に連行
13	1944-03-15	動員された	
27	1944-03-15	徴用、日本軍が来て、兄弟のうちの一人は行かなければならないと言った。村の区長と朝鮮人の募集官が強要	
126	1944-04-15	強制連行された	
31	1944-05-09	日本軍が選抜した徴用(報国隊)	徴用
98	1944-05-09	報国隊として強制動員	面から動員通知書が届いた強制的に連行された
96	1944-05-15	強制動員	シン氏が強制的に連行した報国隊から令状が届いた
102	1944-05-15	徴用令状	
143	1944-05-15	強制徴用	
29	1944-06-15	強制動員, 徴用	
93	1944-06-15	警察によって徴用	警察によって徴用
103	1944-06-15	面事務所から強制動員・徴用されたが、逃れようとして拷問を受けた後、日本へ連れて行かれた。	
34	1944-07-01	日本帝国によって強制的に連れて行かれ、報国隊としていった	
64	1944-07-05	徴集, 強制動員, 徴集令状	
2	1944-08-15	強制徴用、強制動員, 面職員が徴用状を持ってきた	

まず、申告者の証言を検討すると、動員の契機を「強制動員」と述べた者は16名であり、「強制徴用」と述べた者は5名であった。これらはすべて委員会活動の影響と見なすことができる。「徴用」と記録した者は14名であり(うち一部は「徴集」と表現している)。また、「巡査に連れて行かれた」、「畑仕事をしていたところ、突然日本人巡査2人と朝鮮人1人に連れて行かれた。日本人巡査は長い刀を帯刀していたので、怖くて見ているしかなかった」、「強制徴発」など、直接「強制動員」や「強制徴用」、「徴用」という語を用いてはいないものの、強制連行を示唆する証言をした者は8名であった。以上のように、全体51名のうち、動員の契機について証言していない者が6名、「派出所から呼ばれて報国隊として行った」、「動員された」と述べた2名を除くと、動員の強制性を表現した証言は合計で43名に達し、全体の84%に相当する。

「募集」に言及した申告者は4名であり、全体の8%に相当する。彼らは「強制募集」(100番)、「募集で行かなければならないと言われて強制的に連行された」(25番)、「募集で行った」(12番)、「村の区長と朝鮮人募集官による強要」(27番)と証言している。しかし、この4名はいずれも他の証言において「強制動員」や「強制徴用」、「徴用」とも述べている。

申告者以外の証言においても、募集に関する言及が見られる。59番の隣友保証人は「面で募集した」と証言しており、80番の申告者は「徴集」と述べたが、参考人は「召集令状のようなものを受け取って募集で行った」と証言している。101番も「募集係員(日本人)」に言及している。50番は「村が大騒ぎになった当時の状況」と証言しているが、戦時労務動員は常に集団動員であったため、他の朝鮮人からも同様の証言があることが予想される。しかし、そのような証言は確認されなかった。95番の証言では「強制徴用を皆が忌避したため、くじ引きで選定された」と述べており、これは信憑性の高い証言と考えられる。

要するに、「官斡旋」段階においても強制動員されたという証言が支配的である。しかし、これは委員会活動の影響によるものか、あるいは佐渡鉱山へ赴いた朝鮮人を輩出した地域の官憲が、他地域に比べて国家政策に忠実かつ強圧的であったために「官斡旋」の強制性が強かったのかは不明である。さらに指摘すべきは、この「官斡旋」時期を含め、佐渡鉱山の『申告書綴』全体において「官斡旋」や「斡旋」という表現が一切登場しないことである。これは前述した「募集」段階の「募集で行く」や「募集で行った」といった表現が示す社会的な「募集」概念の成立と対照的である。「官斡旋」段階の朝鮮人は、一方で官憲が日本行きの意思を尋ねたり、軽く勧告した場合にはそれを「募集」と受け止め、他方で回避不可能な強い強要や強制力が働いた場合には、それを「徴用」と認識したのではないかと推察される。

4) 「徴用」段階の動員経緯に対する証言

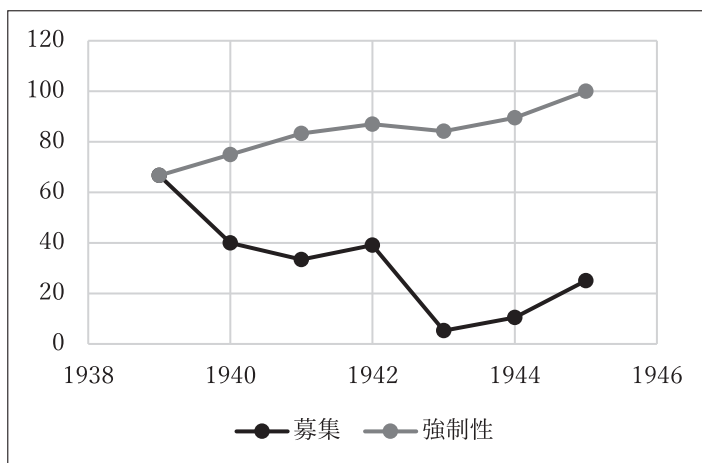
[表10]に示されるように、「徴用」期に佐渡鉱山へ動員された者はわずか9名に過ぎない。先日、日本の佐渡鉱山遺跡のユネスコ世界文化遺産登録をめぐり一騒動があったが、これは韓国人の戦時労務動員に関する誤解、すなわち戦時期に佐渡鉱山へ赴いた朝鮮人はすべて徴用されたと誤認したことが一因となっている。しかし、前述のとおり、佐渡鉱山は金山という性格上、他企業で見られる1942年以降の動員人数急増を示さず、徴用も少数にとどまった。委員会の佐渡鉱山『申告書綴』に現れる「徴用」段階の戦時労働者が少数であることは、この事情を反映したものである。

〔表11〕「徴用」段階の動員方式に関する証言

通し番号	*動員 年月日	申告人が語る動員方式	隣友保証人、親戚、目撃者などが語る動員方式
9	1944-10-05	強制招集, 強制徴集	
90	1944-11-15	強制徴用	
127	1944-11-15	強制徴用	強制動員
19	1945-02-15	行政職人たちに強制敵に連れていかれた、強制徴用された	
21	1945-02-15	徴用（部落で1人ずつ）	
39	1945-02-15		強制徴集
74	1945-04-01	村長と青年団長の河氏が徴用対象者として強制動員、郡庁 労務係が募集	徴用令状, 強制徴用

〔表11〕に示されているように、申告人またはその他の証言者が徴用について言及する際には、21番を除き、すべて「強制徴用」という表現を用いている。74番の場合、「郡庁の労務係から募集された」と述べているが、これは実際には「官斡旋」または「募集」を意味している可能性もある。「募集」、「官斡旋」、「徴用」は順を追って実施されたが、「官斡旋」の時期にも「募集」が部分的に行われ、「徴用」の時期にも「官斡旋」が一部実施されていたからである。あるいは「徴用」を「郡庁や面事務所による募集」と認識していた可能性も否定できない。しかしながら、当時、「徴用」は社会的に明確かつ広く通用していた単語であり、あえてこのような長い表現を用いる理由はなかったと考えられる。

〔図5〕 強制性を表す単語と「募集」が言及された割合



注：強制性とは、「強制動員」、「強制徴用」、「徴用」、「徴集」その他、動員の強制性を示す表現が含まれている場合を指す。

要するに、動員の経緯または契機に関する証言においては、「強制動員」、「強制徴用」、「徴用」など、強制性を示す表現が支配的である。また、このような傾向は「自由渡航」、「募

集」、「官斡旋」の各時期を経るにつれて強まっていく。申告人を基準とした場合、動員の強制性を表現した者の割合は、各段階でそれぞれ63%、76%、84%と増加し、「募集」に言及した者の割合は22%、18%、8%と減少した。この傾向は年度別の推移にも表れており、「図5」でそれを確認することができる。先に述べたように、「官斡旋」が「募集」に近かったのか、あるいは「徴用」に近かったのかは事例によって異なると考えられる。また、「官斡旋」の時期において、佐渡鉱山の被害者の中で強制性を主張する者が、「募集」に言及した者よりもはるかに多いことについては、委員会の活動の影響、あるいは当該地域の官憲の性格によるものと考えられる。筆者は、前者の可能性がはるかに高いと考える。なぜなら、動員の強制性を強調する傾向は、戦時労務動員と無関係な「自由渡航」段階や本人の自由意思が重視された「募集」段階においても、すでに明確に見られるからである。

最後に、強制動員を行ったとされる主体についての記述を簡潔に紹介しておく。[付表2]を参照されたい。動員の主体が言及されているのは59名の事例である。そのうち11名の事例から、「日本人」(5件)、「日本の巡查」(4件)、「日本の軍人」(3件)など、日本人であったという証言が見られる。当時、軍人が労務者の動員に関与した事実はないため、「日本の軍人」という表現は信頼性に欠けると考えられる。しかしながら、「募集」や「官斡旋」の過程において、日本企業の労務係が労働者の徴集に関与していたことから、日本人が主体として指摘されるのは当然ともいえる。

強制動員の主体として最も多く挙げられているのは面事務所(郡庁2件、邑事務所1件を含む)およびその職員であり、33件を占めている。それ以外には、「募集係(員)」が5件あるが、これも面事務所の職員とみなされる可能性が高いものの、現段階では断定できない。また、(韓国人)警察官・巡查に言及したのは6件であり、「日本の巡查」と合わせても警察官・巡查の件数は10件にとどまる。警察官・巡查が言及された件数は、面事務所(職員)に比べて3分の1以下であり、予想よりも少ない数値である。

6. 強制動員 証言の原因

戦時労務動員が本格的に始まる以前に佐渡鉱山に渡った者や「募集」期に佐渡鉱山へ行った者、「官斡旋」期に渡航した者の多くが、「強制動員」「徴用」「強制徴用」あるいはそれに類する表現を用いて日本渡航の強制性を述べているのは、何故であろうか。その第一の理由として、歴史的背景を挙げることができる。

李承晩政権下の1957年から1958年にかけて、労働庁の主管により、京畿道・忠清南道・済州道などの地域で、当該者が面事務所に申告する形式により「被徴用者」に関する調査が実施され、その結果が『倭政時被徴用者名簿』として編纂された。この調査は、各道全体を網羅するものではなく、たとえば京畿道では仁川市、水原市、広州郡、楊州郡など10の市郡に限定されていた。

この名簿は、対日請求権の根拠資料を整備する目的で作成されたとされる(郭健弘, 1999)。郭は、この名簿に1941年以降の動員者が記載されていることから、「徴用の範囲は『官斡旋』段階までをも含んでいる」と述べている。しかし、佐渡鉱山の『申告書綴』において、申告者が証拠資料としてこの『名簿』を提出した事例が47件あり、そのうち1件

は1934年、4件は1938年の動員であると申告されていた。これにより、この『名簿』には少なくとも1939年以降の「募集」段階での動員者も含まれていることが明らかである。

このような措置は、対日請求権資金を求める際、その金額を膨らませる目的でなされたものと考えられる。実際に「徴用」を通じて動員された人数は約23万人であるが、「募集」や「官斡旋」を含めて戦時労務動員全体へとその範囲を拡張すれば、人数は約72万4千人に大幅に増加するからである。

1952年から1953年にかけては、内務部によって調査が行われ、『日政時被徴用者名簿』が作成されたとされている。未だ確認には至っていないが、この調査も同様の目的のもとに実施され、その結果作成された名簿であり、「募集」および「官斡旋」により日本へ渡った朝鮮人を含んでいると推測される。1952年2月には、第一回日韓国交正常化会談が開催され、その場において韓国は8項目を掲げ、総額22億ドルの請求権を提示した。これに対し日本側は、46億ドルの逆請求権を主張した。内務部による調査は、まさにその直後に実施されたものである。

当時、実際に労務動員を経験した生存者の認識とは異なり、日韓の国交正常化交渉が開始されるやいなや、1944年9月に始まり、1945年3月から4月にかけて事実上終了した「徴用」が、それ以前の「募集」や「官斡旋」の時期まで遡って1939年9月からのものとみなされる状況が生じたのである。これは政府による明白な歴史の歪曲であった。その後、いつの頃からか、「徴用」が「強制徴用」と呼ばれるようになり、さらにそれに代わる表現として「強制動員」という言葉が登場した。そして、「募集」や少なくとも概念上は強制性とは無関係である「官斡旋」に至るまで、すべてが「強制動員」として呼称されるようになった。このような経緯を経て、やがて一般国民の間でも「自由渡航」、「募集」、「官斡旋」のいずれも「徴用」と包括的に呼ぶ言語習慣が形成されたのである。要するに、「募集」や「官斡旋」まで「徴用」と呼ばれ、「徴用」が「強制徴用」へ、さらに「強制徴用」が「強制動員」へと変化し、その結果として「募集」までもが「強制動員」とされるに至ったのである。結局のところ、「金銭」が歴史を歪めたのである。そして同時に、このような歴史の歪曲は、すべての戦時労務動員を「強制」であったと捉えさせ、それだけ韓国人の反日種族的な感情を強化させる結果となった。

委員会の調査結果を収録した『申告書綴』において、動員の契機が強制性を強調する方向で陳述されている第二の要因も、やはり金銭的な動機によるものであると判断される。その一例として、息子が「被害」を申告した閔某氏（申告番号116）の事例を取り上げたい。彼の『被害申告書』の主な内容は以下の通りである。

（閔〇〇が日本へ行った後：筆者）しばらくして（妻）シン〇〇は子どもたちと一緒に閔〇〇がいる日本に渡った。（中略）

閔〇〇は日本でみかんを小さな箱に入れて小包で送ってきた。

日本から閔〇〇からの手紙がよく来た。

閔〇〇は日本で息子〇〇を産んだ。（中略）

母親シン〇〇は申告人本人と弟妹2人を連れて、日本にいる父親のところへ行った。

（中略）

1. 宿舎は山の中にあった。
2. 密集して建てられていて、畳の部屋（部屋の中央に炭火がありました）だった。
3. 家族単位で来た人は下の方の宿舎に泊まり、独身者は上の方（高い場所）の宿舎で暮らした。
4. 山の下に学校があった。（学校は遠かった）
5. 宿舎と金鉱のある場所は少し離れていた。
6. 金鉱は山の中にあった。
7. 金鉱で金を掘った。（閔〇〇は石に金が埋まっているものを持ってきて、息子がそれを見た）
8. 宿舎から金鉱のある山へ行くには、鉄でできた橋を渡らなければなりませんでした。
9. 山の頂上の上の部分が半分に分かれていた。（金を掘っていた）
10. 鉱山の下に大きな温泉があった。（温泉で入浴したことがある）
11. 仕事を終えて温泉で体を洗って帰った。（中略）

- 提出された写真は、閔〇〇が家族と一緒に日本で撮った写真と、閔〇〇の妻が着物を着て撮った写真で、撮影場所や撮影日時は確認できない。

※ 申告人の閔〇〇と面談した内容によると、1941年ごろ閔〇〇は母親のシン〇〇と弟妹2人と一緒に、父親の閔〇〇がいる日本の佐渡島相川町へ行き、一緒に生活し、弟の〇〇は日本で生まれたと陳述している。

※ 参考資料：除籍簿において、閔〇〇の出生地が日本国新潟県佐渡郡相川町大字下相川201番地であることが確認された。

閔〇〇は1940年3月に日本の佐渡鉱山へ渡航し、後に妻と二人の子を呼び寄せ、その地でさらに一子を儲けた。宿舎は畳のある社宅であり、その子は学校にも通っていた。朝鮮に手紙を頻繁に送り、ミカンなどを小包で送ることもあった。このような描写は、まさに一般的な出稼ぎ短期移民者の姿であり、これだけを見れば彼を果たして「被害者」と呼べるのか、さらには、当時が本当に「戦時期」であったのかどうかすら疑わしくなる。

ところが、閔〇〇の息子は父親が「強制動員」されたと主張して被害を申告した。彼が父の事例を申告する際に「強制動員」という語を使用した背景には何があるのだろうか。果たして彼はその言葉の意味を理解していたのか。筆者はそれが委員会の介入の結果であると考えられる。

同委員会が2015年に活動を終了するまで、慰労金支給が決定された申請件数は7万3千余件に達していた。強制動員の被害を申告した者の数は11万3千人を超えていた。各市郡区には「被害申告書」を受け付ける担当公務員が配置されていたが、これらの公務員は委員会によって事前に教育を受けていたと考えられる。申告書は、彼らの助言のもと、あるいは彼ら自身の手によって「強制動員」と記入されたものである可能性が高い。

仮に公務員が申告書を代筆したとしても、申告者の責任が完全に免除されるわけではない。なぜなら、その公務員らが「強制動員」と記載することを黙認したからである。そ

して、最終的な責任はやはり委員会にある。というのも、後述するように、こうした歪曲された雰囲気は、委員会（実際にはその事業を推進した韓国政府）によって醸成されたものだったからである。このように見ると、委員会の活動は単に過去の事実を文書化し、関係者に金銭的補償を行うにとどまるものではなかった。それはむしろ、過去に対する歪曲された集団的記憶を再び創出する過程であったと言える。

委員会は、「強制動員」により死亡または行方不明となった者に対しては2,000万ウォンの慰労金を、これにより負傷または後遺症を抱える者には傷病の程度に応じて300万ウォンから2,000万ウォンの支援金を支給した。これにより2015年までに金銭的補償が行われた件数は72,631件に達し、その総額は国家予算の6,184億ウォンに及んだ（対日抗争期強制動員被害調査及び国外強制動員犠牲者等支援委員会, 2016, pp. 63-64）。なお、この中には慰安婦や軍人・軍属として動員された者も含まれている。しかし、戦時下に動員された者の中でも労務者の数が圧倒的に多かったことを鑑みれば、金銭的支給を受けた者の大多数は戦時労務者であったと見て差し支えない。

『申告書綴』には、労務動員の対象ではなかった女性が自らを被害者として申告し、それが認定された例すら存在する。たとえば、「申告人の母（金○○）は、当時の住所地において、日本統治期の1940年1月（日付不詳）に強制動員され、日本国新潟県佐渡郡高千村大字北立島において、夫・李○○および炭鉱労務者たちに食事を提供するために強制労働に従事し、1945年9月の終戦時に本国へ帰還した」と記載されている（67番）。これは、宿舍食堂で勤務する従業員が強制的に連れて行かれたとする申告内容であるが、実際には1940年初頭、出嫁ぎに行く夫に同行し、佐渡鉱山の寮食堂に就職したという事例に過ぎない。彼女はその地で長女を出産している。彼女が自らを被害者と称して虚偽の申告に至ったのも、金銭的な動機によるものであろう。

委員会の調査過程で作成される書類の一つである「陳述聴取報告書」には、「委員会または政府に望むこと」という項目がある。これに回答した者は14名で、そのうち1名は「日本人が多くの悪事を働いたので、罰せられるべきだ」と述べ、また別の1名は「被害事実を明らかにしてほしい」と答えている。残りの12名はすべて金銭的補償を要求していた。この事実を本稿において明らかにする筆者の立場も、困り果てたものだった。そこで、他の関連書類をもう一回検討し、それに該当する内容を探してみた。その結果、10件を発見することができ、そのうち2件はやはり金銭補償を求めるものであり、5件は真相を明らかにしてほしいという内容で、残りの3件は「善処を望む」などだった。

〔表12〕委員会、政府に望むことに対する証言

通し 番号	戦時動員実行 上の 動員方式	望むこと
142	自由渡航	寛大な決断を下し、子孫たちが後悔しないようにしてほしい（陳情書）
134	自由渡航	国民がたくさん被害を受けたことを国に知らせるべきだと思う（電話調査）
86	自由渡航	寛大な対応を望む（申告書）
18	募集	（委）金銭的、精神的な被害に対する補償を要求
6	募集	（委）補償の処理、処遇改善など早急な対応をお願いします
41	募集	（委）早速補償が行われることを願う

79	募集	行方不明者に対する早急な調査を望む(陳情書)
32	官幹旋	(委) 強制動員されて被害を受けたことに対する補償を求む
29	官幹旋	(委) 強制動員されて被害を受けたことに対する補償を求む
3	官幹旋	(委) 強制動員されて被害を受けたことに対する補償を求む
2	官幹旋	(委) 強制動員されて被害を受けたことに対する補償を求む
30	官幹旋	(委) 強制動員されて被害を受けたことに対する補償を求む
83	官幹旋	(委) 補償を求む
120	官幹旋	(委) 補償を求む
25	官幹旋	(委) 若干の補償を求む
27	官幹旋	(委) 日本人がたくさん悪いことをしたので、罰を受けてほしい。
89	官幹旋	(委) 徴用の後遺症に苦しんでいる点などを考慮し、国家レベルで最低限の補償があってほしいと願っています。
84	官幹旋	補償を求む
103	官幹旋	生きているうちに被害の結果が出て、亡くなるときには少しでも心穏やかにいられるようにしてほしいです。(被害申告補完調査、電話調査)
113	官幹旋	日帝が被害に対して責任を取ることで、心のしこりが少しでも癒されることを期待する(被害陳述確認書)
95	官幹旋	真相究明
80	官幹旋	被害に対する適切な補償を望む(真相調査 申請書 書式)
118		(委) 被害の事実を明らかにしてほしいです
88		悔しい真実を伝えたくて申告した(真相被害 調査申請書)

注：(委)と記したものは、「陳述聴取報告書」における「委員会または政府に対する要望事項」の欄に記載された内容を示すものである。

その中には、「鉦山内では監督は日本人であったが、仕事に関しては大きく干渉(仕事中に疲れて休むことなど)しなかった」、「給料は現金で支払われた」、「通常日曜日は休みであったが、日曜日に働いた場合は賃金が上乘せされた」、「朝鮮へ送金したことがある」、「食事は白米やワカメスープなどがきちんと提供された」、「酒やタバコは売店で販売され、共に働く人々が主に購入していた」と陳述しつつも、委員会または国家への要望事項には「若干の補償を望む」と記載した事例も存在する(25番)。

被動員者が死亡、負傷、あるいは後遺症を理由に慰労金や支援金を受け取るためには、まず彼らが「動員」された事実の確認が必要であった。そして、「対日抗争期強制動員被害調査及び国外強制動員犠牲者等支援委員会」という委員会の名称に沿うかたちで、「強制動員」、「徴用」、「強制徴用」などと強制性を主張することが妥当であったと考えられる。市・郡・区の担当公務員がそのように「指導」した可能性もあり、また、そのように代筆することに被動員者が同意した可能性もある。しかしながら、これは委員会の活動、さらには大韓民国政府の政策の帰結であるという点は否定できない。その意味において、同委員会の組織およびその活動は歴史の再歪曲であり、ゆえに委員会による調査および「支援」は、歴史の単なる記録や解釈を超えて、新しく「創造」したものと言える。

以上より、戦時労務動員の経験を有する者たちが、圧倒的に動員の強制性を主張するに至った現在の要因も、また金銭的動機にあったことが明らかになった。結局のところ、この歴史歪曲の問題は、歴史的にも現在のにも「金銭」に起因しており、その結果として反日的敵対感情を伴う国民感情は一層深まったのである。

7. 労働と生活

1) 労働に関する一般的な証言、労働監督、休日

佐渡鉱山での労働に関して一般的な陳述を行った者は、合計42名である。そのうち、「強制労役」と陳述した者は31名、「強制労働」と述べた者は11名であった。その他に、「強制労務」、「奴隷生活」、および「強制使役」と証言した事例がそれぞれ1名ずつ確認された。特に134番の場合、「奴隷生活であった」と述べている。これら42名は、全体147名のうちの29%に相当する。ところが、134番を含む〔表13〕にある5名は、戦時動員とは無関係に、純粹に金銭的利益を目的として佐渡鉱山に渡航した自由渡航者であった。また「募集」に該当する時期に佐渡鉱山へ行った者のうち、14名が「強制労役」あるいは「強制労働」であったと証言している点も注目される。

「強制動員」ほどではないにせよ、「強制労役」や「強制労働」といった表現も、予想以上に広く用いられているのである。全体として見たとき、これらの陳述は担当公務員が主観的な解釈を加えたり、陳述者を「指導」したり、あるいは代筆したことの直接的な結果であると考えられる。動員過程に関する陳述と同様、これは歴史的産物であると同時に、委員会の活動の結果でもあった。動員が「強制動員」であるとされるならば、その労働もまた「強制労働」であるとされることになり、「強制労働」と陳述することが委員会に呼応し、円滑に慰労金や支援金を得るための手段であったのである。

〔表13〕 佐渡鉱山での労働に対する一般的な証言

通し番号	動員方式	陳述
48	自由渡航（戦時動員 以前）	強制労務（申）、 強制労役（隣）
67	自由渡航（戦時動員 以前）	強制労役（申）
125	自由渡航（戦時動員 以前）	強制労役（申）
135	自由渡航（戦時動員 以前）	強制労役（申）
134	自由渡航（戦時動員 以前）	強制労役（申）、 奴隷生活（隣）
24	募集	強制労働（申）
45	募集	強制労働（申）
116	募集	強制労働（申）
71	募集	強制労働（申、隣）
122	募集	強制労働（隣）
146	募集	強制労役（家）
6	募集	強制労役（申）
52	募集	強制労役（申）

68	募集	強制労役(申)
72	募集	強制労役(申)
112	募集	強制労役(申)
137	募集	強制労役(申)
35	募集	強制労役(隣)
77	募集	強制労役(隣)
32	官斡旋	強制労働(申)
64	官斡旋	強制労働(申)
82	官斡旋	強制労働(申)
114	官斡旋	強制労働(申)
93	官斡旋	強制労働(隣)
105	官斡旋	強制労役(家)
12	官斡旋	強制労役(申)
65	官斡旋	強制労役(申)
83	官斡旋	強制労役(申)
84	官斡旋	強制労役(申)
89	官斡旋	強制労役(申)
115	官斡旋	強制労役(申)
95	官斡旋	強制労役(申), 強制労働(隣)
34	官斡旋	強制労役(申, 隣)
2	官斡旋	強制労役(隣)
59	官斡旋	強制労役(隣)
80	官斡旋	強制労役(隣)
113	官斡旋	強制労役(隣)
123	官斡旋	強制労役(隣)
63	官斡旋	強制使役(申)
19	徴用	強制労働(申)
39	徴用	強制労役(申)
74	徴用	強制労役(隣)

注：1. 動員方式は、申告人等の陳述によるものではなく、動員時期に基づいて分類したものである。自由渡航については戦時動員に該当しないため、厳密には「動員」とは言えないが、記述の便宜上、他の方式と併せて表に示した。

2. 括弧内の「申」は申告人、「隣」は隣友保証人、「家」は家族の陳述を意味する。

後掲の〔付表3〕に示されているように、1日の労働時間について回答した者は25名であった。そのうち7名が「8時間」、6名が「10時間」、7名が「12時間」と答えている。残りの4名は5.5時間から11時間までと幅があり、1名は「昼夜を問わず働いた」と回答した。前節で労働に関する一般的な陳述を紹介したが、日々の労働時間について回答した人のうち、それについても述べた者は3名に過ぎなかった。すなわち、2名が「強制労役」とし、1名が「強制労働」と述べている。その中でも6番の事例は「強制労役」と回答しながらも、労働時間に関しては「8時出勤、18時退勤。それ以外は自由時間であった」と、

矛盾する内容を述べている。この申告者は被害者の息子であった。また先に述べたように、「強制労役」または「強制労働」と回答した者は25名にのぼるが、彼らがそれに対して確固たる認識を持っていたのであれば、労働時間についても当然言及したはずである。回答内容も「昼夜を問わず働かされた」といった表現になったであろう。しかしながら、22名は労働時間に関する質問に一切回答していない。一方、労働時間において、時期や状況による顕著な増減の傾向は見受けられなかった。

休日に関する陳述が確認されたのは、全体のうちわずか8名であった。そのうち3名は「なし」あるいは「休日もなく働かされた」と回答したが、残りの5名はそれぞれ「あり」「1か月に1～2回」「日曜日」「日曜日は休みであったが、勤務すれば賃金が上乗せされた」「休日には当時尹〇〇（他の被動員者）の家に遊びに行った」などと述べている。95番は「強制労役」および「強制労働」を主張した人物であるが、休日はあったと回答している。95番を除けば、「強制的な労働」であったと述べた者の中で休日について触れた人はいない。

〔表14〕は労働監督に関する13名の陳述を整理したものである。そのうち8名が暴行や虐待を訴えており、4名はそれを否定している。1名は「過失があれば叱責された」と述べている。ここでも、「強制労役」あるいは「強制労働」を述べた25名のうち、労働監督について具体的に回答しているのはわずか4名にすぎない。これらの点は、陳述の信憑性に疑問を抱かせるものである。仮にそれが真に強制的な労働であったのであれば、暴力が伴っていたはずであり、暴行による外傷や記憶は長く深く残るものであるはずだからである。なお、67番の事例では、申告者は被害者の息子であり、被害者本人は存命中であった。申告者は申告書において「強制労役」と記載したが、被害者本人への調査では「暴行等はなかった。監視は普通であった」との回答がなされている。

〔表14〕 労働監督

通し番号	動員 年月日	労働監督	労働
135	1934-03-05	殴打、人間以下の扱い	強制労役
121	1938-04-13	殴打	
67	1940-01-15	殴打はなかった。監視は普通	強制労役
5	1940-05-02	殴打はなかった	
18	1941-03-15	頻繁な殴打	
41	1941-10-26	日本人が頻繁に管理、監督を行い、さぼっていると足で蹴られた	
72	1942-02-15	過ちがあれば叱責された。	強制労役
25	1942-04-24	仕事に口出ししなかった（休憩に関して）	
85	1942-07-01	虐待	
75	1943-11-15	ノルマを達成できなかったら、ツルハシで殴られた	
83	1944-02-13	過酷な監視	強制労役
2	1944-08-15	殴打で鼓膜を損傷し、耳が悪くなった	強制労役
21	1945-02-15	日本人の過酷な行為による死亡者、被害者はなかった	

同一の事業所において、これほどまでに陳述内容に相違が見られるという点は、明確な説明を要する事柄である。当時の作業現場において、作業に過誤があった際に殴打さ

れることは、日本人労働者に対しても広く行われていた。しかしながら、その程度は作業の妨げとなるほど、あるいは朝鮮人労働者による集団行動を誘発するほど深刻なものではなかったと推察される。というのも、朝鮮人労働者は日本人の視点からすれば些細に見える事柄に対しても、しばしば大規模な集団的抗議行動を起こす傾向があったためである。したがって、「殴打はなかった」と答えた4名は、実際に一切の暴力が存在しなかったことを意味するのではなく、当時の状況下ではそれを「暴力」として認識しなかった可能性もあると推測できよう。一方で、「人間以下の待遇」といった表現は、「強制労働」や「強制連行」の実態を強調することを意図した委員会の活動方針の影響であると考えられる。総合的に判断するならば、当時の労働監督は「過失があれば叱責する」といった水準のものであった、と理解するのが合理的であろう。

2) 死亡・負傷・後遺症

147名のうち、11名が佐渡鉱山において死亡したと申告している。そのうち3名は、「落盤事故」や作業場の崩壊、転落によって作業中に死亡した。1名は病死であったが、「十分な食事が取れなかったため」とであると陳述されている。38番の落盤事故で死亡した被害者の遺族に対し、会社側が「畑1マジギ(約150坪)を購入できる金額」を支給したという証言は注目に値する。当時、佐渡鉱山と同規模であった北海道の住友鴻之舞金山では、遺族扶助料として、死亡者に一律1,000円の弔慰金が支給されたほか、法定の扶助料および遺家族加給が存在していた(守屋敬彦、1991年)。したがって、総額は1,000円を超えていたと考えられる。1939年から1942年にかけて、朝鮮南部における中等畑の100坪あたりの価格は約30円であった(『大陸東洋経済』1943年12月15日号)。このことから、当時の遺族扶助料により、10マジギ(約1500坪)以上の畑を購入することが可能であったと推定される。「畑1マジギを購入できる金額」は、過少な金額であることがわかる。

[表15] 死亡

通し番号	動員 年月日	関連証言
38	1938-07-01	落盤事故で死亡。日本人が遺骨を持ってきて、畑1マジギ(150坪)を買えるくらいのお金を渡し、30万ウォンの補償を受けた
37	1940-07-01	死亡。日本人が遺骨を持ってきた。佐渡の医局で死亡。30万ウォンの補償を受けた。
43	1940-07-20	病気で死亡、同僚が遺骨を持ってきた
138	1942-03-05	死亡、遺体が送還された
22	1943-08-13	作業中に転落して死亡。朝鮮人1名と日本人1名が遺骨を持参した。
9	1944-10-05	1945.2.17. 作業場が崩れて現場で死亡。日本人が遺骨を持参し、30万ウォンの補償を受けた
7	不明	1942.1.6. 死亡
28	不明	病死。十分に食べられずに死亡。30万ウォンの補償は拒否された。
73	不明	社宅で死亡。遺骨は送還され、30万ウォンの補償を受けた。
88	不明	死亡。面事務所で遺骨を引き取り、30万ウォンの補償を受けた。
147	不明	鉱業所の病院で死亡し、30万ウォンの補償を受けた。

1975年、朴正熙政権は日本に動員され、現地で死亡した者に対し、1人あたり30万ウォンの補償金を支給した。[表15]に記載された作業中の死亡者3名は、このときに30万ウォンの補償金を受け取っており、病死した1名は補償を申請したものの、支給を受けることはできなかった。朴正熙政権は病死者に対しては補償金を支給しなかったものと考えられる。死亡者11名のうち、7名は死亡原因が明らかではない。その中の4名は30万ウォンの補償金を受け取っており、これは彼らが作業中の事故により死亡したために補償が行われたものと推定される。残る3名は疾病による死亡と推測される。以上から見て、11名中7名は作業中の事故で、4名は疾病によって死亡したものと考えられる。また、11名のうち7名は遺骨が返還されたことが記録されており、疾病によって死亡した1名についても遺骨が返還されたと陳述されている。遺骨が返還されなかったという証言はなく、当時の規定に照らしてみても、残る3名の遺骨も無事に返還されたものと推定される。

鄭惠瓊(2018)は、佐渡鉱山『申告書綴』に記載された死亡者が9名で、これは全体申告者の6%に相当し、日本国内の他の炭鉱・鉱山における死亡率が約1%前後であったのに比べて、極めて高い死亡率であると主張している。ただし、鄭惠瓊はこの内訳を明らかにしていないため、2名の差がどこから生じているのかは不明である。一方、佐渡鉱業所(1943)によれば、1940年2月から1942年3月までに1,005名が動員され、そのうち死亡者は10名であったため、死亡率は1%以下にとどまる。鄭の算出した数値とは大きな差異が見られるが、これはどこに起因するのか。筆者は、鄭が本来比較すべきでない対象を比較していると考え。委員会に親族の死亡を申告する動機として、補償金の受領が大きく作用したことを考慮する必要がある。すなわち、死亡者の家族は、他の被動員者に比べて動員の事実を委員会に申告する誘因が著しく高いのである。死亡者の場合、委員会は遺族に対して2,000万ウォンを支給したことを想起すべきである。

実際に死亡した者は上述の通りの人数に過ぎなかったが、当時の噂はそれとは大きく異なっていた。他人の死亡について聞いた内容を記述した陳述を集めると、計6名がこれに言及している。中には「落盤で1日に何人も死ぬのを見て脱出した」と証言した者もあり、「1日1人ずつ死んでいた」と述べた者もいた。また、「死亡者がいたが、誰にも知られないように処理され、遺骨がどうなったのか分からなかった」といった、怪談めいた証言も見受けられる。

次に、負傷に関する陳述を見てみると、合計11名が負傷の経験を述べている。その内容を列挙すると、以下の通りである。「事故による膝の負傷」、「親指の負傷」、「機械の爆発」、「指の負傷により入院、2ヶ月の入院。石を手押し車で運ぶ作業中に体調を崩して2ヶ月ほど入院」、「腰を負傷し病院で治療。脱線によって負傷」、「昇降機から落下して3ヶ月病院治療」、「発破で負傷し両眼失明」、「落石で負傷、5ヶ月治療」、「墜落で6ヶ月入院」、「坑道の崩落で腰を負傷し病院で治療」、「坑道の崩落により腰を負傷」。

落石や崩落によって負傷したとする3名を除けば、特に共通点は見出されない。前述のとおり、委員会は負傷者に対して、負傷の程度に応じて300万ウォンから最大2,000万ウォンまで補償金を差等支給していた。それを考慮すると、負傷について陳述した人数はむしろ少なく見える。

佐渡鉱山から帰還した後も「健康であった」と回答した者はわずか7名であり、76名は

何らかの後遺症を患っていたと述べている。その中で最も多く報告された疾病は塵肺症であった。塵肺症とは、鉱山作業中に発生する粉塵を吸入することで発症する職業性肺疾患であり、そのうち金属鉱山で発生する塵肺症はシリカ（石英）の粉塵を吸入することによって生じるため、「珪肺症」と呼ばれる。申告者たちが述べた「塵肺症」は、厳密に言えば「珪肺症」である。

長谷亮介（2024）は、佐渡の鉱山病院の医師であった斎藤謙の論文を引用し、少なくとも5年以上の坑内作業の後によく珪肺症が発症すると紹介し、『申告書綴』に見られる塵肺症の陳述は全面的に信頼できないと主張し、鄭惠瓊（2022）らの見解を批判している（196～197頁）。

〔表16〕 塵肺症と動員期間

通し番号	動員期間（カ月）	後遺症
136	20	塵肺症
15	23	塵肺症
82	28	塵肺症
139	29	塵肺症
11	39	肺疾患、肺結核、塵肺症
78	39	塵肺症
85	40	塵肺症
106	45	腰痛、塵肺症
16	47	事故後遺症、塵肺症
69	47	塵肺症
17	48	塵肺症
42	48	塵肺症
108	48	塵肺症
24	52	塵肺症
111	52	塵肺症
109	55	塵肺症
68	60	塵肺症
137	63	塵肺症
46	74	塵肺症
47	74	塵肺症、栄養失調
131	75	肺病（塵肺症）
23	76	塵肺症
20	86	塵肺症
141	88	塵肺症
58	101	肺病/塵肺症
135	138	塵肺症

〔表16〕に示されているように、塵肺症を訴えた者は26名であり、そのうち佐渡鉱山で60ヶ月（5年）以上勤務した者は10名であった。この10名のうちには、珪肺症を発症した可能性がある者も含まれていると考えられる。しかし、残る16名については、そのよ

うな可能性はないと見なされる。長谷の紹介によれば、たとえ5年以上勤務していたとしても、珪肺症の発症はあくまで「可能性」に過ぎず、必ずしも発症するものではないとされている。

3) 賃金とその使途

朝鮮人戦時労働者の賃金に関する概観としては、李宇衍(2016)を参照されたい。李は、賃金は明確に支給されており、朝鮮人と日本人の間に賃金格差があったとしても、それは勤続年数、すなわち熟練度（労働生産性）の違いによるものであると主張している。

[表17]に示されるように、賃金について回答があったのは合計45名である。賃金をまったく受け取らなかったという者から、高額だったと述べる者まで、その内容は多様である。まず、賃金がなかったと回答した者は10名である。中には、賃金が支給されなかったために借金をして生活し、帰国後に苦労してその借金を返済したと証言した者もいる（61番）。第二に、「40～50円」など、具体的な金額を述べた者は13名であるが、その金額には大きなばらつきがある。これは二度の通貨改革を経ており、かつ長い時間が経過したことにより、正確な記憶が困難だったと考えられる。第三に、賃金は少額だったとする証言は12名であった。当時の賃金は概ね100円前後だったが、ここから寮の食費や貯金などが天引きされ、残りが朝鮮人に支給された。これは日本人に対しても同様であった。しかし、朝鮮人の記憶においては、さまざまな控除後に手元に残った現金のみを「自分の賃金」と認識していた可能性がある。その結果、「賃金は少なかった」と証言していると考えられる。第四に、単に「賃金があった」とだけ答えた者は10名であった。この中には「仕事内容の重さにより賃金が異なった」や、「月に一度ほど給与を受け取った。未成年だったため全額は受け取れなかったが、当時の面書記（村役場職員）よりも多かった」と記されている例もある。全体として見れば、45名中10名は賃金を受け取らなかったと答え、35名は多寡にかかわらず賃金を受け取ったと証言している。

[表17] 賃金

分類	賃金	労働	通し番号
なかった	貰えなかった	強制労役、奴隷生活	134
	なかった	強制労役	67
	一文も貰えなかった		66
	貰えなかった	強制労役	52
なかった	一文も貰えなかった、少しもらった	強制労役	112
	貰えなかった		33
	お金をもらえず借金をして生活し、韓国に帰ってから米で代わりに返そうとして苦労した。		61
	一文も貰えなかった	強制労役	65
	初期は支給されたが、後には全く支給されなかった		139
	知らない。貰えなかった	強制労役	34

金額	日当はなく、月に少しのお小遣い、月に1千ウォン		8
	日本人の1/4、日給90銭		41
	少し(月1万ウォン程度)	強制労役	84
	足りなかった。日給1ウォン50銭、3ウォン20銭		120
	無賃金、年齢が一番若く、給料が一番少ない18ウォン。		5
	毎月35ウォン		121
	1か月皆勤したら3-4千ウォン		25
	10ウォン程度		3
	月4ウォン 6-70銭	強制労役	89
	20ウォン 程度	強制労役	83
	月8ウォンから30ウォン、月給30銭		101
	月給1圓30銭、1日1ウォン30銭		27
	40-50円		118
少額	少し		46
	少し		44
	お小遣い少し、タバコ代程度、現金でもらった		18
	少し	強制労役	72
	一部だけ受領	強制労役	77
	まともに貰えなかった		119
	別に労賃は貰えなかった、10ウォン		30
	少し	強制使役	63
	日給を少し		31
	少し		98
	日給を少し		29
あった	少しもらった。帰国する時500円程度持ち帰った	強制労働	19
	あった		142
	貰った		109
	貰った	強制労役	137
	貰った		111
	給与は貰った	強制労役	6
	仕事内容の重さに応じて賃金が違っていた		70
	給与を貰った		106
	月に1回	強制労働	32
	月に一度程度、月給を受け取っていたが、未成年だったため全額はもらえなかった。それでも当時の面書記の月給よりは多かった	強制労役	2
	あった		81

〔表17〕において最も一貫性のある証言は、「賃金が支給されなかった」とする人々の証言である。というのも、全体で10名中5名が「強制労役」であったと述べているからである。しかし一方で、別の11名は「強制労役」または「強制労働」であったと述べながらも、賃金の金額を口にしたり、少額ながら支給された、あるいは月給を受け取ったと証言している。これらの証言は一貫性がなく、互いに矛盾している。「強制労働」であったと主

張しながら賃金を受け取ったと述べるのは、論理的に整合性を欠くものである。前述のとおり、「強制労役」または「強制労働」であったと証言した者は全体で42名であるが、そのうち26名は賃金に関する証言をしていない。この点も、労働の性格に対する証言の信頼性に疑問を抱かせる要素である。もし本当に「強制労役」であったならば、賃金など存在しなかったと証言するのが自然ではないか。

[表17]を通して浮かび上がる最も重要な問題は、同じ事業所で働いていた者たちの中で、ある者(10名)は賃金を受け取らなかったとし、他の者(35名)は受け取ったと述べているという点である。記憶の不正確さという可能性を除外すれば、どちらか一方が虚偽を述べていると考えざるを得ない。「強制動員」や「強制労働」であったと証言する者に対して金銭まで支給していた委員会の活動の性格を考えると、賃金がなかったとする側の証言の方が虚偽である可能性ははるかに高いといえる。

後述するように、『被害申告書綴』に収録された147名のうち、家族を招き寄せて共に生活していた者は24名である。彼らは賃金を受け取り、家族を扶養しなければならなかった。しかし、これらの家族帯同者のうち、賃金について言及した者は5名に過ぎず、その中で金額を述べた者あるいは賃金を受領したと証言した者は4名であった。残る1名は申告者が被害者の息子であり、自ら「賃金はなし」と証言している(67番)。すなわち、家族帯同者25名のうち、1名は虚偽の証言をし、19名は明確に賃金を受け取っていたにもかかわらず、その事実を明らかにしていないのである。

[表18] 賃金の使途

通し番号	使途	賃金
3	理髪、衣類購入、銭湯など	10ウォン程度
8	雑費	日給はなく少額のお小遣い、月1千ウォン
27	食事、衣服、靴の費用を引かれたら外食もできなかった。	月給 1圓30銭, 1日1ウォン30銭
29	おやつ代など雑費	日給 少し
30	おやつ	別に労賃は貰えなかった10円
31	間食および食費	日給 少し
32	市場でそば、すいとんを買って食べた	月に1回
41	生活費	日本人の1/4、1日90賤
63	帰る途中で食べ物を買って食べて、すべて使い切ってしまった。	少し
76	お腹が減って外食でうどん、どんぶりを食べた	
89	タバコ、食べ物	月4ウォン6-70銭
98	おやつ及び雑費で全部使用	少し
101	空腹を満たすために使った。食べ物を買って食べるために何時間も歩いて出かけなければならなかった。主にうどんを買って食べていた。	月8ウォンから30ウォン、月給30銭
111	米を買った	貰った
118	治療費	40-50ウォン

賃金の使途について回答した者は15名である。このうち、111番が米を購入したと述べたことを除けば、残る14名は菓子などの雑費を賃金の用途として挙げている。この14名はすべて単身で生活していた者であり、111番のみが家族と共に生活していた者であった。後述するように、佐渡鉱山において家族帯同で生活していた者は24名であった。これらの者たちは、賃金を食料費などの生活費として用いたと考えられるが、111番を除く23名は、賃金の用途に関する質問に一切回答していないのである。

当時、強制貯金制度が存在していたが、貯金を賃金の用途として挙げた者はいなかった。また、朝鮮への送金も会社側の積極的な奨励政策であったにもかかわらず、送金を賃金の用途とした者もない。先に述べたように、朝鮮人たちは寄宿舎の食費、貯金、送金などの控除額を除いて手元に残る金銭を、賃金として認識・記憶するようになった。その結果として、賃金の用途として貯金や送金を挙げる者がいなかったと考えられる。

[表18]に含まれる者たちは、賃金に関する証言とその用途に関する証言との間に概ね一貫性を保っている。76番のみが賃金に関する証言をしておらず、残る14名はその金額を述べたか、「少額であった」あるいは「賃金があった」と回答しているからである。ただし、先に[表17]で「賃金の金額」や「少額」、「あった」と述べた35名のうち、上記14名を除いた残り21名は賃金の用途について一切言及していない。

4) 金と送金

[表19]に示されているように、貯金について回答した者は計20名であった。そのうち7名は「貯金をしていない」と述べ、13名は「貯金をした」と回答している。貯金をした者の中で、2名は多額の金額を貯めていた。

10番の被動員者は、1942年5月21日から1943年11月5日まで郵便貯金により302円を預金していた。また、1943年6月1日から1945年10月17日まで勤儉貯蓄を継続し、利子22円50銭を含めた残高は904円32銭に達した。両者を合計すると1,206円32銭となる。彼はこの金額を1945年8月8日と10月17日の2回に分けて引き出している。

当時の賃金は出来高払いであり、月給はおおむね50円から150円の範囲であったことから、これは概ね12か月分の賃金に相当する高額であった。123番は「金を稼いで戻り、水田10マジギを購入した」と述べており、彼もまた多額の貯金をしていた例に該当する。前述の『大陸東洋経済』に紹介された殖産銀行の調査資料によれば、1939年から1942年にかけて、朝鮮南部地域における中等の水田の価格は100坪あたり90円以下であった。1マジギを150坪と見なせば、10マジギの価格は1,350円となる。これは10番が貯金した金額と大差ない。

一方、貯金をしていないと答えた7名は、全員が賃金を受け取ったと証言した人たちである。ところが、貯金をしたと述べた13名のうち、賃金を受け取ったと明言した者は3名に過ぎず、残る10名は賃金に関する回答をしていない。賃金を受け取らずに貯金することは不可能である以上、何らかの理由で賃金を受け取っていたにもかかわらず、その事実を証言しなかったものと考えられる。さらに、貯金について回答した20名のうち、家族帯同者を調べたところ、4名が確認され、いずれも貯金をしたと回答したグループに属していた。家族帯同者は、比較的質素に暮らし、貯蓄に努めていた可能性がある。

[表19] 貯蓄

貯蓄 分類	貯蓄	賃金	通し 番号
無	しなかった	日給はなく少しのお小遣い、月に1千ウォン	8
	余裕がなくてできなかった	20ウォン程度	83
	できなかった	少し(月1万ウォン程度)	84
	ない	足りなかった、日給1ウォン50銭、3ウォン20銭	120
	引かれなかった	日本人の1/4、日給90銭	41
	ない	月4ウォン60-70銭	89
	ない	月給を貰った	6
有	残額全て強制貯蓄、逃走の心配	一部だけ受領	77
	通帳あり		122
	稼いだ金で田んぼ10マジギ(1500坪)を購入		123
	強制的に貯金		85
	間食を買って食べて、残りは貯めた		76
	勤儉預金通帳		24
	積立預金		130
	郵便局預金		56
	貯金した		110
	月給の2/3以上貯蓄したが、一文も返してもらえなかった		45
	退職金の名目で少しずつ差し引かれていたが、返してもらえなかった		58
	貯蓄したが、返してもらえなかった	40-50円	118
	郵便貯金通帳 302円預金、勤儉預金通帳904.32円預金		10
	貯金した	あった	81

送金について回答した者は16名であり、全員が朝鮮への送金を行ったと述べている。70番は、その送金資金で水田4マジギを購入したと証言しているが、賃金については「仕事の軽重によって賃金が異なった」と簡潔に回答した人物である。134番は、送金した資金で畑を少し購入したと述べているが、賃金は受け取っていないと証言している。また、6名は送金をしたと述べているが、賃金については一切回答していない。これら二つのケースはいずれも証言に一貫性がなく、矛盾を含んでいる。賃金がなかったことを強調するあまり、このような証言に至ったものと考えられる。

[表20] 送金

送金	賃金	通し 番号
貰った賃金全てを送金	月に一度程度、月給を受け取っていたが、未成年だったため全額は受け取れなかった。それでも当時の面書記の月給より多かったという	2

金融組合や通信局を通じて送られてきた		23
3千ウォン程度を手紙で送金	1か月皆勤したら3-4千ウォン	25
何か月間は送金	日本人の1/4、日給90銭	41
郵便で封筒に入ったお金が届き、それで大麦を買って食べた		58
送金されたお金を生活費に使っていた		60
送金した。そのお金で田んぼ 4マジギ (600坪) を購入	仕事内容の重さに応じて賃金が違っていた。	70
少ない金額でも送金した		79
手紙で月給を送った。若干のお金		80
家に送金することもあったが、金額が少なくて送れないこともあった	少し (月1万ウォン程度)	84
100円 送金	月4ウォン6-70銭	89
毎月送金したが、被害者の母の治療費で全部使った	貰った	109
送金した	不足、日給1ウォン50銭、3ウォン20銭	120
送金した		132
送金した、畑を少し買った	貰えなかった	134
送金した	あった	142

5) 食事と住居

食事について回答した者は41名であった。参考までに、賃金について回答した者は45名である。すなわち、戦時動員に関する記憶において、食事に関する記憶がそれほどまでに重要であったことがうかがえる。飢えていたと回答した者は19名であり、飢餓などの苦痛に言及しなかった者は22名であった。そのうちの1名は「食事は良かった」と回答している。

[表21] 食事

通し番号	証言
18	空腹、ご飯の量やおかずの量が少なかった。
19	空腹がひどくてヨモギなどで食事をしのいだ。
29	1日3食あったが配給量が少なく、いつも空腹に苦しんだ。
30	食事の量が少なく飢えており、おやつを買って食べることもあった。
31	1日3食だが配給量が少なく、常に空腹に悩まされていた。
35	空腹で死にそうになり、馬の足を煮て食べたこともある
56	食料がなく、麴を碎いてお粥を作って食べた
59	共同食事で量が少なく、いつもお腹が空いていた
62	空腹感が強かった
72	ジャガイモご飯は満足できる量がなかった。
75	十分に食べられず、いつもお腹が空いていた
83	おにぎりを食べ、飢えから野原の草の根を煮て食べた
86	まともに食べられなかった。
95	お腹が空いていた

98	1日3食だが食事量が少なく、常に空腹だった
107	給食は非常に貧弱で、働くときはおにぎりを持ち、死んだ犬を掘り出して煮て食べた
128	いつも空腹だった
135	空腹だった
142	空腹が我慢できなかった
2	配給
3	お弁当／ご飯と豆を混ぜた混合食
5	食堂で日本のおばさんがご飯を炊いてくれた
6	宿舎で食べた
8	豆ご飯と麺
25	白米、わかめスープなどがよく出た。食事代は無料で、働きに行くときはお弁当を持っていった
27	お弁当
32	飯場（4千人収容可能）
33	寄宿舍で共同生活
64	合宿所で生活
65	麺ご飯、豆かす
70	米を買ってきた
76	飯場で朝と夕食を食べた
84	竹筒ご飯、仕事の時はお弁当
92	配給、米などを貰った
101	3食提供、豆が90%
111	昼食はお弁当を持参した
120	3食
121	味噌など生活に必要なものを配給
129	団体で宿食
137	飯場生活
141	合宿所

「強制連行」や「強制労働」を主張する者たちは、食事の不足や粗末さを強調してきた。その結果、韓国国民の間では、戦時労働者の食事が極めて劣悪であり、ドイツ・アウシュビッツのユダヤ人と同様に飢餓に苦しんだと認識されるようになった。1965年、朝鮮総連系の人たちが『乙巳年の売国奴』という映画を製作する際、炭鉱宿舎の壁面に「お母さん、お腹がすいた」と彫り込んだ。この演出を、後に多くの韓国人が実際の戦時労働者が書いた文字だと誤認し、朝鮮人が経験した飢餓の象徴として受け止められるようになった。しかし、[表21]が示すイメージはそれとは異なる。食事の問題による苦痛を訴えた者よりも、「一日三食」、「飯場で朝食と昼食をとった」、「昼食は弁当を持参した」などと、体験を簡潔に記述した者の方が多かったためである。李宇衍（2022）は、日本に渡った戦時労働者のカロリー摂取量は、朝鮮南部の住民よりもはるかに多かったと主張した。彼らは戦争遂行に不可欠な軍需物資である石炭や金属を生産する労働者であったため、企業はできる限り栄養のある食事を提供し、さらに配給量も一般人に比べて格段に多かったからである。

[表22] 住居

通し番号	住居
30	炭庫を修理して20人が一緒に生活/合宿で100ずつ生活
56	社宅
62	ぼろぼろの合宿所生活
72	集団で泊まった
45	臨時住宅（寄宿舍ではない）で家族と一緒に生活
107	寒さ
2	幕舎
3	大人数が一つの部屋で生活、20-30人程度
5	学校のように木造の建物を建て、いくつかの部屋に分けて、一部屋に50人ずつ生活
6	木造の合宿所の建物で16人が一緒に寝た
27	雪が部屋いっぱいになり、布団も支給されなかったため、草を乾かして掛け布団の代わりにして寝た。1部屋に6人ずつで寝た。
32	畳部屋（床部屋）で40人が生活
89	15-6人が一緒に生活
33	寄宿舍で共同生活
64	合宿所生活
97	家族が多い者には、より大きな家が与えられた。
106	寄宿舍生活
84	飯場で/ 8人ずつ
116	畳部屋
101	100人以上が団体生活
111	家族で暮らす家を与えられた
120	畳部屋、ノミが多かった
121	家をただで提供、炭坑との距離は1.5Km
129	団体で宿食
137	飯場生活
141	合宿所

住居について回答した者は26名であった。そのうち「劣悪な合宿所」など、住環境に問題があったと指摘した者は4名だったが、特に問題点を挙げず、当時の状況を淡々と述べた者が22名と多数を占めた。彼らは概して寮での集団生活を行っていたと証言している。26名のうち、家族とともに社宅で生活していた者は8名であった。彼らはそれぞれ「臨時住宅（寮ではない）で家族と生活」、「社宅」、「家族が多い者にはより広い家を与えた」、「家族が住む家を提供」、「畳の部屋」、「家を無料で提供」、「飯場生活」、「合宿所」などと証言している。

6) タバコ・酒・一時帰郷・争議など

[表23] によれば、タバコは自費で購入しなかったと考えられる。一方、酒は配給された上に、自ら購入して飲むこともあった。「一緒に働いていた人たちがよく買って飲んでた」や「共に働いていた人々と酒を飲み、親しくなった」といった証言は、

現在の韓国に來ている普通の外国人労働者の姿を想起させる。これらの証言者は、いずれも賃金を受け取っていたと証言している。

[表23] タバコと酒

通し番号	賃金	酒・タバコ
25	1ヶ月間すべて働くと3,000～4,000ウォン	一緒に働く人たちがよく買って飲んだ
41	日本人の1/4、一日90銭	タバコと酒は支給されなかった
84	少し（月1万ウォン程度）	タバコは自分で買わなければならなかった
109	支給された	一緒に働く人たちと酒を飲んで仲良く過ごした
120	足りなかった。日給1ウォン50銭、3ウォン20銭	タバコは買い、酒は月に3～4回支給された

努力して稼いだ金を賭博などで浪費する事例も存在したと考えられる。当時の日本の事業所においては、朝鮮人労働者による賭博が労務担当者にとって悩みの種となっていた。なぜなら、賭博によって貯金や送金が困難になり、会社の評判を落とす要因となるだけでなく、深夜に及ぶ賭博により翌日の作業にも支障が生じたためである。ここで、先行研究における佐渡鉱山内での賭博に関する記述を確認してみたい。韓国において「強制連行・強制労働」を主張する者たちは、朝鮮人による集団的行動を抑圧や搾取に対する抵抗として理解する傾向がある。たとえば、鄭惠瓊（2022）は、佐渡鉱山で発生したある争議について、次のように記述している。

日本の国家総動員体制期に動員された朝鮮人たちは、さまざまな形で抵抗を示した……1942年4月29日、三菱佐渡鉱業所に所属していた朝鮮人労務者3名が警官に連行されたことを受け、同僚160名が事務所に乱入して抗議し、そのうち8名が逮捕されたという資料も存在する。

鄭惠瓊は、佐渡鉱山において一見すると朝鮮人によって引き起こされた大規模な紛争のように見えるこの事件の実態について、それ以上の記述を行っていない。なぜ3名が連行され、8名が逮捕されたのかについては沈黙しており、韓国人が不当な待遇に対して「大規模な抵抗」を行ったと誤解されるおそれがある。しかし、この事態の実態は、賭博を契機とした悪質な集団行動であった。廣瀬貞三（2000）は『特高月報』を根拠として、次のように述べている。事件の発端は賭博であり、大規模な集団行動にまで発展した理由については明確ではない。

一般的に鉱山の「部屋」や宿舎では賭博が広く行われた。朝鮮人も次第にこの習慣に染まり始めた。朝鮮人は深夜人里離れた藪の中や火葬場で蠟燭を灯して、博打を打った。1941年4月に第一相愛寮で「豊田圭泰」など4名の朝鮮人が「花札賭博の真最中を相川署員に踏み込まれ」、取り調べを受けた。1942年4月にも、相愛寮で李漢鳳など3名が花札で賭博を開帳中、日本人労務課員がこれを発見

し、3名を所轄警察署に連行しようとした。同僚朝鮮人160数名はこれを奪還しようとして寮の事務室に殺到し、労務課員に傷害を迫らせ、事務所の窓ガラス36枚が割れた。このため、相川署員が急派し、主謀者8名を検束し、「鎮撫」解散させた。

このように賭博が広く行われていたにもかかわらず、『申告書綴』の中で賭博に関する記述が確認できるのは、3番の被害者のみである。彼によれば、佐渡鉱山において自分を含む論山出身者と青陽出身者の間で争いがあったが、それは青陽出身者たちが「いかさま賭博をして」金を勝ち取り、それに対して自分が「頭突きをして青陽の者を殴り、金を取り返した」ことが原因であったという。これ以外に賭博に関する言及がないのは、賭博が存在しなかったからではなく、それについて委員会側が質問を行わなかったからである。賭博に関する設問は一切存在しない。設問がない事項について、被害者がわざわざ証言する理由もなかったのである。

外出について言及した者は5名であり、それぞれ次のように述べている。「島であったため頻繁にあった」、「山間部であったため、休憩時間に少しだけ」、「休日には市場に外出」、「時々許可された」、「休みの日には被害者が当時尹〇〇（他の動員者：筆者）宅の日本家屋に遊びに来ていた」。手紙のやり取りについては、19名が回答しており、うち6名は以下のように記述している。「葉書・手紙の往復、先に徴用された友人と文通」、「着ていた韓服と一緒に写真や手紙を送付」、「神戸に動員された兄と文通」、「頻繁にあり、みかんを小包で送った」、「月に数回」、「家族とのやり取りが可能だった」。その他の13名は簡潔に「あり」と答えている。

契約期間満了後の契約延長（契約更新・再契約）について回答したのはわずか7名であり、それぞれ以下のように、概ね類似した内容である。「延長」（1番）、「戦時中という理由で延長を強要」（18番）、「契約期間は2年だったが、経過後も仕事を継続させられた」（25番）、「強制的にさらに2年契約させられた」（84番）、「3年が期限であったが、終わっても帰されなかった」（85番）、「強制的に2年間延長」（106番）、「期間が過ぎたにもかかわらず帰されなかった」（112番）。契約期間終了後に延長が強要されたことがうかがえる。先に述べたとおり、佐渡鉱山で働いた者の平均就業期間は4.4年であり、契約期間は当初3年、後に2年であったことから、大多数が契約を延長していたことになる。上記の回答内容はその事実と合致しているが、回答者数が少ないことから、この調査が必ずしも充実したものでなかったことがうかがえる。

「強制連行・強制労働」を主張する者たちは、戦時労働者がいかなる理由があっても帰国できなかったかのように語る。しかし『申告書綴』からも分かるように、相応の事情があれば朝鮮へ帰されたのである。まず、負傷または疾病による帰還の例である。84番は「被害申告書」において、作業中に「腰と足を負傷し労働が困難となったため、責任者の許可を得て」途中帰国したと記している。理由は不明であるが、調査員には「結婚することになったため、面長の印をもらって帰ってきた」と証言している。100番は事故により失明

し、当然ながら帰還措置が取られた。92番は肺疾患、110番は喘息のため帰国した。120番に関しては、理由は定かでないが、「家族が一日に何度も彼を帰してほしいと電報を送り」、「当時警察署に知り合いがいた」ことで途中帰国できたという。

事情がある場合には、朝鮮に一時的に戻ることもできた。これを「一時帰鮮」と呼ぶ。以下の2件は、一時帰鮮した後、佐渡鉱山に戻らなかった例である。129番は「父が入院した際、家族が数回警察署に事情を説明し、診断書を根拠に官報を送った。父が死亡したため、診断書を警察署長に提示して一時帰還し、葬儀を済ませた後、再び戻ると約束したが復帰しなかった」としている。107番は、3年以上勤務した被動員者に与えられた40日の休暇を受け、一時帰鮮した後、母方の実家に身を隠し、戻らなかったという。

『半島労務管理二付テ』によると、1942年3月までに朝鮮から動員された戦時労働者は1,005名であり、そのうち72名（7.2%）が一時帰鮮した。その中には佐渡鉱山に再び戻らなかった者も相当数いたと考えられる。朝鮮から日本へ渡った戦時労働者は、一般にそうであったように、近代的な労働規律に不慣れな農村出身の若者であった。決まった時間に出勤し、決まった時間に労働を終えるといったことすら慣れていない彼らにとって、鉱山の地下労働は馴染みのないものであり、さらには恐怖感を引き起こすこともあった。新しい環境に適応できなかった者も少なからず存在し、一時帰鮮後に復帰しなかった者たちは、そのような者の一部であったと考えられる。

『申告書綴』には争議に関する記述が存在しない。しかし、廣瀬貞三が『特高月報』に基づいて記述したところによると、2件の争議が確認されている。第一に、1940年2月17日、98名の朝鮮人が働いている現場で発生した件については、「全員を収容せる合宿所の設備なきため四十余名を暫定的に鉱山職員の経営する新保寮に収容し置きたる所請負制度なる為め賄状況不良なりしとて常に不満ありたるが二月十七日に至り止宿者四〇名は崔在万を代表として之が改善方を要望し不穩の状況にありたるも鉱山側に於て之を容認したる為即日解決せり」と記されている。

第二に、1940年4月11日に佐渡郡桐内町の朝鮮人労働者97名が「三月分の賃金支給を受けた結果応募時の条件と相違すとなし賃銀値上を要求し罷業を断行す」。これは「相川警察所の調停により労働条件につき会社側に於て善処すること々為し」、4月13日に「解決」した。しかし、主謀者の3名は朝鮮に送還された。

こうした争議が発生した理由を、佐渡鉱業所の労務担当者は後に、「給与のほかに食費（当時一日五十銭）や寝具代（一組五十銭）のほか、無料支給と思っていた地下足袋などの作業必需品がすべて本人持ちだったほか、労務や勤労課職員の一部に極端な差別意識を持った人たちがかなりいた」ため、と回想している。

7) 逃亡

鉱山に適応できなかった者の中で代表的な存在は、無断離脱者、すなわち逃亡者である。前掲の『半島労務管理二付テ』によれば、無断離脱者は全体で148名、全体の14.7%を占めていた。無断離脱が深刻な事例においては、その割合が40%に達することもあり、佐渡鉱山の場合は比較的低い水準にとどまっていたといえる。作業場からの無断離脱は、「強制動員」や「強制労働」を主張する研究者たちがしばしば取り上げる主題である。『申

告書綴』には、こうした事例が4件記録されており、対象者147名中、2.7%に過ぎない。これら4名のうち、81番の人物は「終戦前に逃亡し、検問にかからないよう日本人のふりをして、日本人女性の子どもが被害者によくなついていたため、その子を抱いて移動するなどし、約1か月をかけて故郷にたどり着いた」と証言している。また、「逃亡の際には220円程度を所持しており、そのうちの1枚の百円札は万年筆ケースに、もう1枚は折りたたみ鏡の中に隠して持ち出した」と述べている。この事例は、逃亡後に朝鮮へ帰還した例である。

しかし、残りの3件においては、無断離脱者は他の事業所に再就職している。59番の人物は、「1942年に募集され、鉾山（佐渡島）で2～3年間勤務した後に脱走し、東京近郊（4km離れた場所）である埼玉県秩父鉾山で働いた」と述べており、そこで東京に留学していた弟に学費を仕送りしていたという。125番は、宮崎県栗原の細倉鉾業所から脱走し、佐渡鉾山へ来たが、再び逃亡した。6番は佐渡鉾山から脱走して京都の叔父の家に身を寄せ、別の工場で働いた後、家族が恋しくなり帰国したという。筆者は、朝鮮人の逃亡が必ずしも朝鮮への帰還を目的としたものではなく、より良い労働環境とより多くの収入を求めた結果であったと主張している（李栄薫ほか〔2020年〕、94～95頁）。本件もその好例の一つであるといえる。

逃亡に関して見聞きした内容は、〔表25〕に整理した。それに関して回答した者は21名であり、無断離脱が頻繁に発生していたことを示唆している。そのうち6名は「島であるため逃亡は不可能であった」など、逃亡の目撃例がなかったと証言している。また、5名は「自分が脱走を試みたが、船に乗ることができず、埠頭で日本人に捕まり暴行された」、「トンネルが崩れて人が死ぬのを見て逃げようとしたが、捕まって死ぬほど殴られた」など、自ら無断離脱を試みたものの失敗に終わった旨を述べている。さらに4件は、「逃亡して捕まると死ぬほど殴られる」など、逃亡未遂者に対する過酷な暴力を証言している。とりわけ118番は、「逃亡して捕まると刺し殺され、他の者たちが逃げ出さないようにされた」と述べている。これは、当時流布していた根拠のない風説、あるいは「強制労働」を強調するあまり、誇張された証言である可能性が高い。残りの6件は、「1か月に2～3人ずつ逃亡していた」（120番）など、逃亡が継続的に発生していたことを示す証言である。

〔表24〕 逃亡について聞いた内容、目撃した内容

通し番号	証言内容
3	逃亡者がたまにいて、捕まって連れ戻されるとひどく殴られた。
8	島だからいなかった
18	捕まると過酷な暴行を受けた
25	無かった
27	作業服が黄色だったため逃げられなかった
41	目撃したことない
47	逃げると捕まった時に死ぬほど殴られるため、逃げるができなかった。
50	自分は脱走したが船に乗れず、港で日本人に捕まって殴られた。
52	逃げて捕まると、死ぬほど殴られた。

59	逃げ出したものの、再び捕まって連れ戻されることもあった。
67	いなかった
76	いた。島なので、また捕まって連れ戻されることがよくあった。
83	捕まって刑務所に入る人もいた。
84	同僚に（逃亡を）誘われたが、行かなかった。
89	島だから逃げるところがなかった
118	逃げて捕まった人を刺して殺し、他の人が逃げられないようにした。
120	月に2～3人逃亡
124	自分は何度か脱走しようとしたが、捕まった。
134	自分が脱走して捕まることもあった。
142	トンネルが崩れて人が死ぬのを見て、逃げたが捕まって死ぬほど殴られた。

前述のとおり、佐渡鉱業所の1943年の資料『半島労務管理ニ付テ』によれば、1940年2月から1943年5月までの間に、総数1,005名のうち148名が逃亡している。これをもとに換算すると、1か月あたり平均3.7名が逃亡したことになる。120番の証言は、当時の実態に最も近いものであると考えられる。佐渡鉱山は他地域に比べて逃亡率が低かったとはいえ、朝鮮人労働者がより良い条件の事業所を求めて逃亡することを、会社側が完全に防止する手立てはなかったのである。

8) 家族招請

1944年8月以降、小学校高学年（5～6年生）および卒業生を中心とする女子勤労挺身隊が日本内地へ送られた例を除けば、未婚女性を日本内地へ動員する政策は存在しなかった。したがって、前述した67番の女性が動員されたという申告は、事実としてあり得ない内容である。彼女はおそらく、夫の呼び寄せによって佐渡鉱業所に赴いたものと考えられる。それにもかかわらず、彼女は被害者として認定された。これもまた、論理的に考えてあり得ない話である。これに対して、はるかに蓋然性の高い申告例はいくつも存在する。たとえば、70番被害者の妻は佐渡鉱山で働いていた際に被害者と出会い、結婚に至ったという。彼女によれば、募集を通じて佐渡鉱山に赴いた父親と共に生活し、同地で自らも就労していたが、その職場で被害者と出会い、結婚したとのことである。調査者の記録によれば、彼女は「結婚後は働かず、夫が稼いで米を買ってきた。（夫は）厳格だったため給料の額には関与できなかった。夫は故郷に送金もしており、また故郷から受け取った資金で義父が水田4マジギ（約600坪）を夫の名義で購入した」と述べている。

家族を呼び寄せた事例について検討してみたい。『申告書』の中で家族招請について言及があったのは、全体で25名である。そのうち1名については、被害者の妻が「（夫から）手紙で（佐渡鉱山に）来るように言われたが、もう戻れなくなると思い行かなかった」と証言しており、これは招請が実現しなかった例である。それ以外の24名は、すべて実際に家族を招請し、家族とともに生活した者たちである。これらの証言内容は「表25」にまとめた。そのうち、68番の事例では、被害者の妻が「面に申請して日本（佐渡鉱山）に行った」とする証言と、「母の徴用令状が出て面事務所に連行された」とする証言が存在し、

両者は明らかに矛盾している。後者のように、女性に徴用令状が出されることはあり得ず、そもそも女性を対象とした動員政策も存在しなかったことから、67番の事例と同様に現実的とは言えない証言である。したがって、これもまた68番の被害者、すなわち夫からの招請による渡航であったと考えられる。いずれにせよ、彼女は釜山の寮食堂で勤務していた。朝鮮においては畑仕事すらあまりしなかった既婚女性が、日本の近代的企業体に就業し、夫と共に収入を得るという近代的な家族の姿がそこにある。なお、24名中16名は日本現地で子どもを出産しており、正常な家族生活が営まれていたことがうかがえる。

しかし、これらの申告者が述べた動員の経緯および労働に関する証言を検討すると、やはり重大な矛盾が浮かび上がる。動員の方式に関して、家族を招請した24名のうち4名は無回答であったが、残る20名はすべて「強制動員」「強制徴用」「徴用」「無理やり連れて行かれた」など、強制性を示す表現を用いている。すなわち、強制的に動員された者たちが、自らの意志で家族を呼び寄せて共に生活していたという構図になる。一方、労働について言及したのは6名であり、全員が「強制労働」「強制労役」と表現している。これによれば、朝鮮人被害者は自身が強制的な労働に従事している最中に、さらに家族をその状況に巻き込んでいたということになる。しかも、この6名はいずれも動員の強制性を訴えた者たちである。つまり、彼らは強制的に佐渡釜山に連行され、強制労働に従事しながら、家族を呼び寄せて共に暮らしていたことになる。要するに、[表25]が示すところによれば、家族を招請した朝鮮人被害者たちは、自らが強制的に連行され、さらには強制労働に従事していた最中に、家族を招請していたという矛盾した状況を語っているのである。

このように考えるならば、家族を招請した24名の被害者たちは、家族の苦しみを顧みない冷酷かつ非合理的な人物であったことになる。果たして本当にそうであろうか。むしろ、家族招請という事実が示唆するのはその逆である。すなわち、家族を呼び寄せるほどに、彼らにとっては朝鮮に留まるよりも佐渡釜山での生活環境の方が良好であったことを意味する。彼らの労働は、いわゆる「強制労働」や「強制労役」ではなく、「与えるべきものを与え、受け取るべきものを受け取る」(守屋敬彦(1991))という、戦時下における移民労働者としての契約に基づく労働であった。また、仮に強制労働であったとすれば、当然ながら強制動員が必要であったはずだが、強制労働でなかったとするならば、彼らを日本に連れてくる過程においては、本人の意思による以外に方法はなかったと考えざるを得ない。すなわち、この表に示されている「家族を招いた24名」に関しては、強制連行説および強制労働説を全面的に否定せざるを得ないのである。また、彼らに課された佐渡釜山における労働および日常生活の条件が、他の動員労働者と異なるものであったとは考えにくい。したがって、147名全体、さらには佐渡釜山に赴いた1,519名全体に関しても、強制連行説および強制労働説は成立し得ないことになる。加えて、これは戦時下の労務動員全般に関しても、強制連行説および強制労働説を退ける必要性を強く示唆するものである。

[表25] 家族招致

通し 番号	申告人が語る動員方式	労働	家族招致に対する証言
11	徴用		徴用された後、妻も渡日し日本で3-4年くらい一緒に生活してから帰国
14	強制徴用（伯父の代わりに）		家族招致、長女出産
16	若者は全部連れていった。若者は全て動員		家族招致
20			家族招致、長男出産
25	強制動員、面職員が募集に応じなければいけないと強制的に連行した		家族招致、子供2名出産
45	徴用、強制徴用	強制労働（申）	家族招致
46	連れていかれた		呼ばれたが再び戻れないと思っていなかった
47	強制動員		家族招致/書簡で家族を呼び寄せる、弟は動員地で生まれる
54	徴用状		家族招致、娘出産
56	派出所 巡警が徴用選抜		家族招致、息子出産
58	徴用（徴用と推定される）		家族招致、子供二人出産
67	強制動員、募集、面事務所が募集	強制労役（申）	家族と一緒に渡航、長女出産
68	強制連行、面の徴集者	強制労役（申）	母が面に申請して日本に行った。母に令状が届いて面事務所へつれていかれた。炭鉱で食事を作る仕事をする
92	強制動員		家族招致
97	強制徴用 令状		家族招致
111	徴用、面から徴用状が届いた		家族招致（日本政府が募集）/家族は面が引率
116	強制動員、強制徴用、面事務所から募集され強制徴用	強制労働（申）	家族招致 息子出産
117	強制徴用		家族招致 娘二人出産
121	強制動員、報国隊に選ばれた		家族招致/母親は商売、子供出産
130			家族招致、子供出産
131			家族招致、子供出産
135	強制動員、徴用令状が届いた	強制労役（申）	家族招致、子供出産
137	強制動員、募集によって徴用	強制労役（申）	家族招致
141	動員募集、強制動員		家族招致、子供出産
145			家族招致、子供出産

企業側にとっても、朝鮮人労働者の家族招致を積極的に奨励する誘因が存在していた。前述のように、朝鮮人の逃亡は深刻な問題であり、それを防止する有効な手段の一つが、家族を招致し共に生活させることであった。さらに、家族と共に生活することにより、扶養の責任が生じるため、労働成績の向上にもつながると考えられた。そのような観点から、家族招致は奨励されたのである。ただし、家族の招致は、就業期間など一定の労働実績を条件として認められた。佐渡鉱山は、他の事業所と比較して、特に朝鮮人労働者

の家族招致に力を入れていたとみられる。佐渡鉱山の資料によれば、1941年4月現在、同鉱山における朝鮮人労働者は約600名であり、そのうち家族を伴っている者は50名(8.3%)にとどまり、大多数は寮で生活する単身労働者であった。同社では「これら半島労務者を半永久的に滞在させる方針のもと、順次その家族を呼び寄せることとなっており、今月は40家族約100名、来月は80家族約200名を呼び寄せるための準備を進めている」とし、また朝鮮人学童のために「専門の教員を特別に配置する」計画を立てていた。

計画は成功を収めたといえる。『半島労務管理ニ付テ』によれば、1943年には584名の朝鮮人労働者のうち、社宅に居住する者が118名(20.2%)を占めていた。社宅に居住する者は家族を帯同している者であり、彼らに対しては賃料が免除されていた。戦時動員開始以前から佐渡鉱山で勤務し、家族とともに生活している者も一部含まれていると推察されるが、その比率が1940年と比較して大幅に増加していることから、1940年以降に新たに家族を招請した者が著しく増加した結果であることが示されている。一方、佐渡鉱山と並び代表的な金山とされる北海道・鴻ノ舞鉱山の場合、同年に612名の朝鮮人労働者がいたものの、家族同伴者は61名(10.0%)にとどまっていた。

以下では、家族を招致した朝鮮人労働者の日常生活について紹介する。戦時下においては、食料品の配給など各種の統制が存在したが、それは日本人に対しても同様であり、朝鮮においても行われていたものであった。しかし、佐渡は日本本土や前線からは距離があり、そのため戦時統制下とはいえ、彼らの生活は比較的平穏であった。「強制連行」あるいは「強制労働」といった言葉が想起させるような悲惨な状況ではなかったのである。以下に紹介するのは、『申告書綴』に見られる代表的な家族生活の一例である。被害者97番の兄弟は、1941年6月頃に日本へ渡航した。時期的にみて、おそらく募集を通じての渡航であったと推察される。その後、弟は家族を呼び寄せ、兄は現地において日本人女性と結婚し、子をもうけた。

父の兄弟は三人兄弟で、遊び人だった2番目の兄である伯父(白〇〇)が連れて行かれそうになったが、行かないと拒否したため、末っ子だった父(白〇〇、被害者)を代わりに連れて行こうとした。それを見た2番目の兄が、「弟が行くなら自分も行く」と言って、その伯父と父と一緒に日本へ行くことになった。

二人は日本に滞在し、その後、韓国にいる家族を呼び寄せて、伯父の家族と父の家族が日本に渡ることになった。

伯父の家族は人数が多かったため、より大きな家が与えられた。私たちの家族にも広い家が与えられた。母は家事を担当していた。

私は日本で学校に通っていた。学校は2～3階建てくらいだった。みかんを取って食べた記憶もある。

記憶ではそこは島で、「ヤキノカミ・サドシマ」という場所だった。

父は朝早く出かけて、夜遅く帰ってきた。仕事に行くときは、「カンテラ」と呼ばれる、ろうそくのように火を灯す鉄の道具を持って出かけていた。

そんな中、突然「出て行け」という通告を受けた。解放(終戦)されたから朝鮮に戻れと言われた。荷物は一人につき一つだけ持って行くように言われた。家の前にはバスが来ていて、全員が乗るように言われ、日本人たちが「元気で帰

れよ」と手を振ってくれたのを覚えている。

親切な日本人たちだったと記憶している…。

伯父は日本人女性と恋に落ち、日本で結婚して子どもも生まれた。しかし、その伯父の妻（日本人女性）は早くに亡くなり、次女が一人で日本に残されたが、その後、結婚して韓国に来了。

短期間の滞在であった戦時労働移民という点においては特筆すべき存在ではあるが、先入観を排して観察するならば、そこに見られるのは何ら特別なものではない、ごく平凡な家族の姿である。社宅に居住していたことから、他の日本人鉱夫の家族との交流もあったと推察される。この点については、新潟市在住のある主婦が『新潟日報』（1991年12月15日付投書欄）に寄稿した文章の中で触れており、最後にこれを引用しておく。

日本による朝鮮の強制労働者が問題化し、佐渡相川の鉱山で働かされた人たちのことも報道された。あのころは鉱山全体が増産、増産で昼夜の別がなかった。遠く故郷を離れた地で働かされた朝鮮の人たちを思うと心が痛むが、今回名簿が発見され、生存者を探し出して相川へ招待すると聞き大変喜んでいいる。当時、私も鉱山の社宅に住んでいた。その社宅の幾棟かには家族持ちの朝鮮の人たちが住んでいた。私の母は仲良く交際していたがそのうちのある奥さんが大豆モヤシを作るのがとても上手で、わが家もときどきいただいて食べていたのを覚えている。朝鮮の人たちは「相川の人たちは親切だった」と言っていると聞き、ほっとしている。

9) その他

3番の証言者は日本語が堪能であったため、通訳の役割を担っていたと述べており、80番の証言者は漢字が読めたことから、事務職として従事していたことを証言している。また、50番は日本滞在中に朝鮮の家族へ送金を依頼したという内容であり、79番においては、炒った米粉を日本に送ってもらったとする証言があるが、それが事実かどうか、事実であったとすれば同様の事例がどの程度存在したのかは、今後の検証課題である。

51番の事例は、解放後も日本に残留したケースである。朝鮮に生活基盤がなく、扶養すべき家族もない場合には、日本にそのまま滞在し続ける者も見られた。本件では、動員された本人は朝鮮に妻を残していたが、解放後も日本に留まり、そこで再婚した。一方、朝鮮に残っていた申告人の母、すなわち動員被害者の妻も再婚したという。申告人は、「伯父は父と交流があったようだ」と述べており、このことから申告人自身は、父との連絡を数十年にわたって絶っていたと考えられる。2番の事例もこれと同様であり、「被害者は同行者たちと共に帰還できなかったが、その理由は、韓国に生活基盤がなく、日本に残留して家庭を築いたためであるとみられる」と記録されている。

142番の「隣友保証書」には、日本に残留するに至った経緯が次のように記されている。「終戦後、故郷に妻子がいる者は帰郷し、独身者たちは金を稼いで帰ると言いながら各地を転々としていた。ところが、6・25（朝鮮戦争）が始まると『大韓民国は火の海となり、

人々は皆死に、親族を探す術もない』という噂だけが伝わってきた。彼らは放蕩な生活を送りながら歳月を重ね、やがて故郷に帰って死のうという思いが芽生え、1990～1991年にかけて帰郷し、約4年間暮らしたのち亡くなった」。このように、未婚で扶養家族のいなかった若者たちが、「金を稼いで故郷に帰る」との思いから日本に残留し、朝鮮戦争などの混乱の中で帰国の機会を失い、長い歳月を経た後によく帰郷したという、哀切を帯びた個人史である。これらの事例も被害者として認定されている。

〔表26〕 その他、注目すべき証言

通し 番号	その他
2	日本に残留
3	日本語が上手で通訳をしていた
50	家にお金を送ってくれるように頼んだこともあった
51	韓国に生活基盤がなかったため、日本に残り、そこで家庭を築いて暮らすことになったらしい。母親は再婚し、伯父は父親と交流があった模様。
60	自分の運動靴を二回送った。帰国の際には、スーツとオーバー(コート)を着て帰ってきた
64	徴集を逃げ回っていたが、長男の代わりに徴集されるという知らせに応じることになった
74	帰国時、日本から珍島までの移動・費用はすべて提供された
76	祖国に戻ってみると、日本よりも遅れていて少し残念に感じた。未払金(約100円分)は日本から送られたと言われたが、受け取ることはできなかった。
79	徴用担当者の尹某は日本に住みながら、被害者たちに対して厳しい言動をしていた。そのため、村の人々から「殺す」という噂が立ち、帰国できずに日本に留まった。米粉を炒って送ったこともあった
80	事務職(漢字が読めた)
87	「日本の妻たちは夫を大事にする」
89	銭湯があって、風呂に入った後に部屋に移動した
92	同じ面から来た人たちが近所に何軒か集まって住んでいた
97	幼い頃に学校に通い、みかんを取って食べた記憶がある。帰国の際には、日本人たちが「気をつけて」と手を振ってくれた。日本人は親切だった。伯父は日本人女性とそこで結婚し、子どもも生まれた。
100	実名で会社から200万円が支給された。
101	帰国の際、日本人が釜山まで引率した。
104	珍島 33人の代表(班長)だった
122	日本の女性たちは働き者で、農業も上手だった。父は班長をしていた。
137	申告人は日本で小学校4年生まで通った
142	日本残留

79番は、朝鮮人を管理する役割を担っていた他の朝鮮人に関する証言である。彼は同胞に対して過酷に接しており、終戦後は報復を恐れて帰国できなかった。60番は、日本に出稼ぎに行き帰国した朝鮮人の姿としてしばしば描かれるそれと類似する証言である(『明日への選擇』編集部編、2005年、16-17頁)。97番および137番は、幼い少年が学校に通っていたという証言である。97番の「ミカンをもぎ取って食べた記憶」や、89番の「銭湯があり、入浴後に部屋に戻った」、92番の「故郷の同じ面から来た人々が近所に数軒住

んでいた」という証言は、穏やかな鉱山村の日常生活を想起させる。また、87番の「日本の女性たちは夫に非常に尽くす」や、122番の「日本の女性たちは勤勉で農業も上手だ」といった証言も、同様に平穏な生活の一端を伝えている。

97番は「帰国時に見送りで手を振ってくれた」、74番は「帰国時、日本から珍島までの費用を全て提供してくれた」、101番は「帰国時、日本人が釜山まで引率した」と証言している。日本の事業体は、日本の敗戦後に朝鮮人を放置することなく、彼らの朝鮮への送還に責任ある態度を示したとされており、ここにもそのような事例が確認できる。76番は「祖国に戻ると日本よりも遅れていて、少し残念だった」と述べている。

結論

本稿の内容を総括する。被害申告者の中で最も多いのは被害者の息子であり、次いで被害者本人であった。これまで佐渡鉱山の朝鮮人戦時労働者（以下、「労働者」と略す）の出身地は忠清道のみが知られていたが、1942年3月以降には全羅道も加わっていたことが確認された。他企業や全体の労務動員規模が増加していた傾向とは対照的に、佐渡鉱山への労働者の流入は1942年以降停滞していた。渡航時点を基準とした平均年齢は23.3歳であり、20代が最も多く、次いで10代、30代の順であった。証拠書類として提出されたものは、『倭政時被徴用者名簿』が最多であり、次いで「写真」であった。

渡航時点を基準に佐渡鉱山へ行く契機を考察したところ、20%が戦時動員以前に「自由渡航」した者であり、37%が「募集」、38%が「官斡旋」、5%が「徴用」によって佐渡鉱山に赴いたと推定される。1939～1945年の間に佐渡鉱山にいたという理由で、「募集」や「官斡旋」による渡航者はもちろん、それ以前に「自由渡航」した者までもが「被害者」とされた。申告者や関係者の多くは、「自由渡航」、「募集」、「官斡旋」の時期であっても、「強制定員」「強制徴用」「徴用」あるいは「強制的に連行された」といった表現を用いて、動員の強制性を主張していた。「募集」など、労働者自身の意思によって日本へ行ったとする者は少数にとどまった。これら三つの時期を通して、「強制連行」を示唆する証言をする者の割合は増加し、「募集」に言及する者の割合は減少する傾向を示した。

動員の方式がそれぞれ異なるにもかかわらず、動員の強制性を表現する証言をする人が多数いることには、二つの原因がある。第一に歴史的要因として、戦後の日韓国交正常化交渉の際に、戦時動員全体が「徴用」と規定された点がある。これは請求権の金額を膨らませるためであり、この過程で「募集」や「官斡旋」も「徴用」に含まれるようになった。その後、いつしか「徴用」は「強制徴用」、さらに「強制徴用」は「強制定員」へと変化した。「募集」や「官斡旋」もまた「強制」と見なされるようになったのである。第二に現代的要因として、「日帝強占下強制定員被害真相糾明委員会」の活動が挙げられる。同委員会は「強制定員」された「被害者」に金銭を支給したため、申告者や関係者は、委員会の事業趣旨に沿うかたちで、労働者が強制的に動員されたと主張する必要があった。このように見れば、いずれの要因も金銭に関係する問題であったことが分かる。すなわち、問題の核心は金銭であった。

佐渡鉱山での労働についても、多くの者が「強制労働」「強制労役」あるいはそれに類する表現を用いて証言していた。動員過程に関する証言と同様に、これもまた歴史的産物

であり、委員会活動の結果であった。動員が「強制動員」であれば、その労働もまた「強制労働」となり、「強制労働」と証言することが、委員会の方針に適合し、円滑に金銭を得る手段となった。日々の労働時間、労働監督、休日などについては、相互に矛盾する証言が見受けられた。一方では強制労働のイメージに合致する証言がある一方で、それとは対照的な証言もあった。

11人(7.5%)が死亡を申告しており、これを根拠に死亡率が高いとの主張があるが、死亡者には慰労金が支給されるため、他者よりも委員会に申告する誘因が大きかったことを考慮する必要がある。珪肺症を後遺症として証言する申告者も多かったが、それは医学的見解とは一致しない。賃金については、全くなかったとする証言と、多寡にかかわらず受け取ったという証言が対立しているが、状況からして支給されていたとみるのが合理的である。自らの労働を「強制労働」であったと述べた者の中にも、賃金を受け取ったとする者がいた。賃金の用途について、貯蓄や送金を述べた者はいなかった。これは、貯蓄額や朝鮮への送金額が事前に差し引かれ、残額のみが労働者に支給されていたからである。貯蓄をしなかったとする者よりも、貯蓄をしたとする者が多く、中には多額を蓄えた者もいた。送金をしたと答えた者の中には、金額が大きかったケースもあり、賃金を受け取っていないと述べた者が送金をしたと答えた事例も存在した。

食事に関する回答も賃金と同様に多岐にわたった。食事によって苦痛を受けたという証言よりも、会社による食事の提供方式を淡々と述べる証言の方が多かった。住居に関しても同様の証言傾向が見られた。一部はタバコや酒に関する証言を行っていたが、賭博に関しては一人のみであった。逃亡したと証言した者は4名おり、そのうち3名は別の職場に就職していた。佐渡鉱業所は、労働者が家族を招致して共に生活することを特に奨励していた。家族を招いた者の中にも、「強制動員」あるいは「強制労働」であったと証言した者が多くいた。これは労働者を非合理的な存在と見なすものである。実際には、朝鮮にいるよりも佐渡鉱山の環境の方が良好であったため、家族を呼ぶことができたのである。

参考文献

- 東洋経済新報社、『大陸東洋経済』1943年12月15日号。
 社団法人日本鉱山協会(1940),「日本鉱山協会資料第七十八輯 半島人勞務者二關スル調査報告」, 朴慶植 編(1981),『朝鮮問題資料叢書』第二卷, アジア問題研究所, 1~300。
 新潟新聞社,『新潟新聞』1991年 12月 15일자。
 佐渡鉱業所(1943),「半島勞務管理二就テ」, 長澤秀(1972) 編,『戦時下朝鮮人中國人聯合軍捕虜強制連行資料集』第2卷, 432~448。
 곽건홍(1999),「『왜정시피징용자명부』」,『기록보존』524호, 219-223, 총부처 정부기록보존소。
 노영중(2016),「일제강점기 노무자원 조사와 충남지역 강제연행」,『한국근현대사연구』제78권, 191-230。
 니시오카 쓰토무(2024),「조선인 전시동원과 사도금산」, 이우연 외 역,『징용공 문제, 일본의 역사인식을 말한다』, 미디어워치。
 대일항쟁기강제동원피해조사 및 국외강제동원희생자등지원위원회(2016),『위원회 활동 경과보고

서』. 대일항쟁기강제동원피해조사 및 국외강제동원희생자등지원위원회.

이영훈 편 (2020), 『반일종족주의와의 투쟁』, 미래사.

이우연 (2015), 「전시기 (戰時期) 일본의 조선인 노무동원과 탄광의 노동환경」, 낙성대경제연구소 워킹페이퍼 2015-10.

이우연 (2022), 「1940~5년 사도광산 조선인 노동자의 이주, 동원, 근로환경, 그리고 일상생활 - “강제연행” · “강제노동” 론 (論) 비판 -」, 2022년 일본 역사인식문제연구회 세미나 자료집 『사도 금산에서의 조선인 전노동 실태』.

이우연 (2022), 「전시기 (1939~45) 일본으로 노무동원된 조선인 탄·광부의 임금과 민족간 격차」, 『경제사학』 61, 153-185.

정혜경 (2019), 『일본지역 탄광·광산 조선인 강제동원 실태 - 미쓰비시 (三菱) 광업 (주) 사도 (佐渡) 광산을 중심으로 -』, 일제강제동원피해자지원재단.

정혜경 (2022), 「자료를 통해 본 사도 (佐渡) 광산 ‘조선인 강제동원 실태」, 2022년 일제강제동원피해자재단 학술 세미나 자료, 『사도광산 강제동원 역사왜곡』.

【以上の韓国語文献目録の日本語訳】

郭ゴンホン (1999), 『『倭政時被徴用者名簿』, 『記録保存』 524号, 219-223, 総務処政府記録保存所.

노·윤종 (2016), 「日帝強占期勞務資源調査と忠南地域強制連行」, 『韓国近現代史研究』 第78卷, 191-230.

西岡力 (2024), 「朝鮮人戦時動員と佐渡金山」, 李宇衍ほか訳, 『徴用工問題、日本の歴史認識を語る』, メディアウオッチ.

対日抗争期強制動員被害調査及び国外強制動員犠牲者等支援委員会 (2016), 『委員会活動経過報告書』. 対日抗争期強制動員被害調査及び国外強制動員犠牲者等支援委員会.

李榮薫編 (2020), 『反日種族主義との闘い』, 未來社.

李宇衍 (2015), 「戦時期日本の朝鮮人勞務動員と炭鉱の労働環境」, 落星台經濟研究所ワーキングペーパー2015-10.

李宇衍 (2022), 「1940~5年佐渡鉱山の朝鮮人労働者の移住、動員、勤労環境、そして日常生活 — 『強制連行』, 『強制労働』 論批判 —」, 2022年日本歴史認識問題研究会セミナー資料集『佐渡金山における朝鮮人戦時労働の実態』.

李宇衍 (2022), 「戦時期(1939~45)、日本に勞務動員された朝鮮人の炭・鉱夫の賃金と民族間の格差」, 『經濟史學』 61, 153-185.

鄭惠瓊 (2019), 『日本地域炭鉱・鉱山朝鮮人強制動員実態—三菱鉱業(株)佐渡鉱山を中心に—』, 日本強制動員被害者支援財団.

鄭惠瓊 (2022), 「資料を通じて見た『佐渡鉱山』朝鮮人強制動員の実態」, 2022年日帝強制動員被害財団學術セミナー資料, 『佐渡鉱山強制動員歴史歪曲』.

広瀬貞三 (2000), 「佐渡鉱山と朝鮮人労働者 (1939~1945)」, 『新潟国際情報大学情報文化学部 紀要 [人文科学編]』, pp. 1~29.

金敏喆 (2023), 「佐渡鉱山への朝鮮人強制動員」, 強制動員真相究明ネットワーク <https://ksyc.jp/sinsou-net/> (2023년 1월 20일 현재)

明日への選擇編輯部 編 (2004), 『強制連行はあったのか』, 日本政策研究センター.

朴慶植 (1965), 『朝鮮人強制連行の記録』, 未來社.

北海道立労働科学研究所 (1958), 『石炭鑛業の鑛員充足事情の變遷』, 北海道立労働科学研究所研究調査報告 第.112號.

森田芳夫 (1996), 『數字が語る在日韓國・朝鮮人の歴史』, 明石書店.

西岡力 (2019), 『でっちあげの徴用工問題』, 草思社. 이우연 역 (2020), 『날조한 징용공 없는 징용공 문제』, 미디어워치.

守屋敬彦 (1991), 「解説: 住友鴻之舞鑛山の朝鮮人強制連行・強制労働」, 守屋敬彦 編, 『戦時外國人強制連行關係史料集』 III 朝鮮人, 2, 下卷, 1261-1287.

守屋敬彦 (1995), 「朝鮮人強制連行における募集・官斡旋・徴用方式の一貫性」, 『道都大學紀要』 14, 13-102.

外村大 (2012), 『朝鮮人強制連行』, 岩波書店, 김철 옮김 (2018), 『朝鮮人 強制연행』, 뿌리와 이파리.

長谷亮介 (2024), 『朝鮮人「徴用工」問題 史料を読み解く』, 草思社.

平井栄一 編 (1950), 『佐渡鉱山史』. 三菱鑛業株式會社.

[付表1] 申告人が提出した証拠資料

通し 番号	写真	通し 番号	写真
1	表彰状(2カ年の期間を満了してからも…)、 写真(「全義面 相川 記念」)	77	背広を着て撮った写真
4	写真、ハガキ	79	写真
5	倭政時被徴用者名簿	80	写真(「佐渡記念」)
7	倭政時被徴用者名簿	82	倭政時被徴用者名簿
10	倭政時被徴用者名簿、預金通帳、 写真(軍服と作業服を着て撮った写真)	84	倭政時被徴用者名簿
11	写真(強制動員された人同士で 記念写真を 撮ったもの「佐島記念」)	88	倭政時被徴用者名簿
12	写真(同じ村から一緒に動員された人同士で 撮ったもの)	90	倭政時被徴用者名簿
14	団体写真(「鴻山一同 記念 佐島」写真、 日本生まれの長女写真)	91	倭政時被徴用者名簿
15	保険料領収長、職業能力申告手帳	96	倭政時被徴用者名簿
16	簡易生命保険証書、職業能力申告手帳	100	倭政時被徴用者名簿、国民労務手帳
17	倭政時被徴用者名簿	102	倭政時被徴用者名簿
18	写真(日本式服装)	105	倭政時被徴用者名簿
20	倭政時被徴用者名簿	106	倭政時被徴用者名簿
22	倭政時被徴用者名簿	108	倭政時被徴用者名簿
26	倭政時被徴用者名簿	109	倭政時被徴用者名簿
30	倭政時被徴用者名簿	110	保険料領収長、郵便貯金通帳、郵便貯金通 帳、写真
31	倭政時被徴用者名簿	111	倭政時被徴用者名簿
33	倭政時被徴用者名簿	112	保険料領収長、郵便貯金通帳(400円)、 倭政時被徴用者名簿
40	倭政時被徴用者名簿	113	倭政時被徴用者名簿、写真
44	倭政時被徴用者名簿	114	倭政時被徴用者名簿
45	倭政時被徴用者名簿	115	倭政時被徴用者名簿
48	倭政時被徴用者名簿、同僚と撮った写真、 帰国前の送別会28名が宴会で撮影した写真	116	倭政時被徴用者名簿、家族写真、妻(着物) 写真
49	写真(同郷の人同士で撮った写真)	118	倭政時被徴用者名簿
50	倭政時被徴用者名簿	119	倭政時被徴用者名簿
53	写真(寮で撮った写真、同郷の人同士で撮っ た写真)	120	倭政時被徴用者名簿
54	写真(同郷の人同士で撮った写真)	122	写真
57	倭政時被徴用者名簿	124	写真
58	写真	126	倭政時被徴用者名簿
60	写真	132	預金通帳、写真(同じ村から動員された人同 士で)
62	国民労務手帳(1日入金2円70銭)	133	倭政時被徴用者名簿、写真(同じ村から動員 された人同士で)
66	倭政時被徴用者名簿	138	倭政時被徴用者名簿
68	倭政時被徴用者名簿	139	倭政時被徴用者名簿
69	倭政時被徴用者名簿	140	写真(「1940年10月20日に佐渡鉱山産金報 国勇士 78 記念写真」)
70	倭政時被徴用者名簿	141	倭政時被徴用者名簿
73	倭政時被徴用者名簿	142	写真(「1943年2月 一面一友 佐渡記念」)

〔付表2〕動員主体に対する証言

通し 番号	動員方式	陳述
48	自由渡航 (戦時動員ではない)	面事務所 労務係長黄某氏と李巡查
67		面事務所
125		面事務所
17		日本人
38		邑事務所
46		面事務所
47		募集係員
55		軍
132		動員係
45		募集係員
116		面事務所
146	募集	警察
6		募集員（韓国人と推定される）
52		募集係員、村長
112		面書記（カン氏）
35		村長
5		面書記1名と報国隊担当者（朝鮮人）、会社から来た日本人
20		面事務所
23		巡查
36		村長
43		募集係員、日本人支署長、韓国人巡查
49		日本人、面職員
54		面事務所 職員
56		巡警
70		面事務所
78		募集係員、村長
79		労務担当者尹某
111		面事務所
138		日本警察、面事務所
32	官斡旋	巡查
105		派出所
89		面事務所
2		面職員
59		面事務所
123		面事務所 職員
63		面事務所、駐在所 金主任
3		面事務所
8		面事務所、村長
22		日本巡查2名と朝鮮人1名
25		面事務所 職員
27		日本軍、村の区長、朝鮮人募集官
30		面事務所
31		日本軍

33	官幹旋	日本人
50		面事務所 労務係 黄某氏と日本人警察
75		郡庁
98		面事務所
99		日本人
101		区長(日本人)、副区長(朝鮮人)、募集係員(日本人)、面書記
103		面事務所
119		日本軍
120		行政職員
19	徴用	行政職員たち
74		村長朴氏と青年団長 河氏、郡庁 労務係
28	不明	労務担当職員
118		村長、日本人巡查
51		面事務所 労務係黄某氏と駐在所李巡查
73		面事務所
88		面事務所

[付表3] 労働時間に対する証言

通し 番号	労働時間	勤務時間分類	労働
2	昼夜交代制、1週間は昼、次の1週間は夜	12時間	
3	12時間 勤務	12時間	
5	10時間	10時間	
6	10時間、後は自由時間	10時間	強制労役
8	10~11時間	10.5時間	
18	3交代制 8時間労働	8時間	
23	2交代制だったが、24時間ずつ働くことも多かった	12時間	
25	10時間	10時間	
27	3交代制	8時間	
30	3交代制 8時間	8時間	
32	8時間	8時間	強制労働
33	10時間以上	10時間	
41	11時間	11時間	
45	8-10時間	9時間	
72	昼夜働く	昼夜働く	
76	8時間	8時間	
83	10時間以上	10時間	強制労役
84	10時間、3交代制	10時間	
87	5-6時間 昼だけ勤務	5.5時間	
89	8時間 3交代制	8時間	
111	昼だけ	12時間	
116	昼夜 交代	12時間	
120	2交代制	12時間	
121	2交代制 12時間	12時間	
129	8時間	8時間	